

あげお環境白書

平成 22 年版

(平成 20 年度・21 年度報告)

上尾市

第1章	上尾市の概要	5
1-1	上尾市の歴史	5
1-2	上尾市の地理的位置	5
1-3	上尾市の気候	7
1-4	上尾市の人口・世帯数	8
1-5	上尾市の土地利用	9
1-6	上尾市の交通	9
1-7	上尾市の産業	10
第2章	環境をめぐる動向（平成20年、平成21年）	11
2-1	世界の動向、地球温暖化問題	11
2-2	国内のできごと	11
2-3	埼玉県との取り組みと県内のできごと	13
2-4	上尾市のできごと	13
第3章	上尾市の環境推進体制	13
3-1	上尾市環境政策推進会議	13
3-2	上尾市の環境行政機構	14
3-3	所掌事務	14
3-4	上尾市環境審議会	16
3-5	上尾市環境推進協議会	18
3-6	上尾市環境美化推進員	21
第4章	上尾市環境基本計画（第一次計画）	22
4-1	計画策定の趣旨と位置付け	22
4-2	望ましい環境像	22
4-3	上尾市環境基本計画の目標体系	23
第5章	望ましい環境像に向けて	26
5-1	自然を守り育てるまち	26
5-2	水辺や緑が身近にあるまち	27
5-3	五感にやさしいまち	28
5-4	公害のないまち	29
5-4-1	大気汚染の防止	29
(1)	大気汚染の概要	29
(2)	環境基準と評価方法	29
(3)	測定結果	33
(4)	光化学スモッグ（光化学オキシダント）、酸性雨	34
(5)	大気関係の届け出状況	35

(6) 大気汚染に関する苦情件数	35
(7) 大気汚染に関する改善対策	36
5-4-2 水質汚濁の防止	38
(1) 水質汚濁の概要	38
(2) 特定施設等の届出状況	38
(3) 水質にかかる環境基準	39
(4) 測定項目	41
(5) 上尾市内の河川と水質調査地点	43
(6) 測定結果	44
(7) 水質汚濁に関する苦情件数	48
(8) 水質汚濁に関する改善対策	49
5-4-3 悪臭の防止	50
(1) 悪臭の概要	50
(2) 悪臭にかかる規制基準	51
(3) 埼玉県生活環境保全条例による悪臭規制	53
(4) 悪臭に関する苦情件数	54
(5) 悪臭に関する改善対策	54
5-4-4 騒音・振動の防止	55
(1) 騒音・振動の概要	55
(2) 騒音にかかる環境基準	57
(3) 騒音にかかる規制基準	58
(4) 自動車騒音・振動の防止	63
(5) 道路に面する地域の環境基準	63
(6) 要請限度	65
(7) 自動車交通騒音・振動の測定結果	67
(8) 深夜営業等の騒音規制	70
(9) 深夜営業騒音に関する年度別事前指導件数	72
(10) 騒音に関する苦情件数	72
(11) 振動に関する苦情件数	72
(12) 新幹線の騒音・振動について	73
5-4-5 地盤沈下の防止	74
(1) 地盤沈下の概要	74
(2) 揚水対策	76
(3) 地盤沈下・地下揚水に関する苦情件数	77
(4) 地盤沈下に関する問い合わせ先	77

5-4-6	ダイオキシン類による汚染の防止	78
(1)	ダイオキシン類による汚染の概要	78
(2)	ダイオキシン類による汚染にかかる環境基準	78
(3)	ダイオキシン類による汚染を表す単位	79
(4)	測定結果	80
5-5	清潔なまち	83
5-5-1	下水道の整備	83
5-5-2	合併処理浄化槽の推進	84
(1)	小型合併処理浄化槽設置整備補助事業の概要	84
(2)	補助対象となる家庭用小型合併処理浄化槽	84
(3)	補助対象	84
(4)	補助額	84
(5)	小型合併処理浄化槽の補助実績	84
5-5-3	その他の水質保全対策	85
5-6	資源を大切にすまち	86
5-6-1	ごみ減量・リサイクルの推進	86
(1)	ごみ処理の現状	86
(2)	ごみ収集実績	88
(3)	資源化量	90
(4)	ごみ排出量の削減対策	91
(5)	生ごみ処理機購入補助	92
(6)	西貝塚環境センターにおける売電と余熱利用	92
(7)	不法投棄対策	93
5-6-2	上尾市地球温暖化防止実行計画	94
(1)	計画策定の趣旨・目的	94
(2)	計画期間	94
(3)	計画の対象範囲	95
(4)	計画の運営手法	95
(5)	対象となる温室効果ガスの種類	96
(6)	温室効果ガスの総排出量削減に関する目標数値	96
(7)	活動区分別排出状況	97
(8)	紙や水の使用料にかかる状況	98
5-6-3	エコライフDAY	99
5-6-4	グリーン購入	100
(1)	用語の定義	100

(2) 対象範囲	101
(3) 製品やサービスの判断基準	101
(4) グリーン購入の推進に当たっての基本的な考えかた	102
(5) グリーン購入の推進方法	102
(6) グリーン購入を推進する際に参考となる資料	103
(7) グリーン購入調達率	106
5-7 環境を思いやるまち	107
5-7-1 環境啓発事業	
(1) あげお市政出前講座	107
(2) こどもエコクラブ	108
(3) あげお環境賞	108

「あげお環境白書」は、上尾市環境基本条例（平成9年9月30日制定 条例第25号）第10条に基づき、本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書です。

第1章 上尾市の概要

1-1 上尾市の歴史

上尾市内にある420か所以上の遺跡のうち、最も古い遺跡は今から約2万年前の旧石器時代(先土器時代)にまでさかのぼり、大字畔吉の殿山遺跡からは、関東地方では珍しい技法の石器である「国府(こう)型ナイフ形石器」などが出土しています。また、平方や原市などから貝塚が発見され、縄文時代には、当時、上尾付近まで海が入りこんでいたことを示しています。弥生時代から古墳時代には、大集落跡である尾山台遺跡や、大和政権の統合化との関係をうかがわせる江川山(いがやま)古墳出土の銅鏡などが発見されています。

平安時代末期になると武蔵国にも武士団が出現し、鎌倉時代には、上尾周辺は源頼朝に仕えた足立氏の勢力下にあり、鎌倉幕府滅亡後は足利尊氏の所領となります。また、当時のものとして板碑が現存しており、現在約530基が確認されています。

江戸時代に入ると、上尾は、五街道の一つ、中山道にある69の宿場町のうち江戸から5番目の宿「上尾宿」として知られるようになりました。その一方、平方は江戸への物資運搬の河岸場として、原市は市場集落として発展しました。

明治時代に入ると、日本鉄道が上野・高崎間に鉄道を敷設し、明治16年(1883年)の高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、中山道とともに市街地形成の基礎になりました。明治末期には近代工業の先駆けとして上尾町や平方町に製糸工場が建てられ、昭和になってからは、機械・金物・食品工場も操業し、工業都市としての下地が作られました。

江戸時代に上尾市域にあった40余りの宿村は、明治22年(1889年)と大正2年(1913年)の合併により、上尾町、平方村、原市町、大石村、上平村、大谷村の6か町村となりました。その後、昭和30年(1958年)1月1日にこの6か町村が合併して「上尾町」に、さらに昭和33年(1955年)7月15日の市制施行により県内19番目の市である「上尾市」となり、現在に至っています。

1-2 上尾市の地理的位置

上尾市は、首都東京から約35kmの距離にあり、埼玉県南東部に位置しています。西境に荒川、東境に綾瀬川、原市沼川、中心部に鴨川、芝川が平行して流れており、市西部の荒川沿岸地区には変化に富んだ地形も見られますが、大宮台地のほぼ中央部に位置した起伏の少ない平坦な地形で、海拔はおおむね17mです。自然環境は、荒川や綾瀬川、原市沼川などの水辺環境や美しい自然景観が、また、周辺部にはナラ、クヌギなどの武蔵野の面影を残す雑木林が残っています。都市化の進行により農地や緑地が減少していますが、郊外では土地改良事業などにより基盤整備された田園が残っています。



【上尾市の位置】

東経 139 度 35 分

北緯 35 度 58 分

海拔 17.04m

市域 東西 10.48km、南北 9.32km

面積 45.55 k m²

隣接自治体 さいたま市（北区・西区・見沼区）、桶川市、川越市、蓮田市、北足立郡伊奈町、比企郡川島町



上尾市庁舎

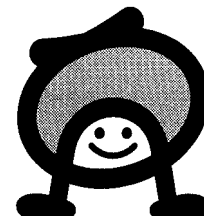
【市章】



上尾の「ア」の頭文字を鋭く描いて発展の象徴とし、円形は円満・団結を表現したものです。

（昭和 41 年（1966 年）7 月制定）

【イメージマーク】



愛称:アッピー

AGEOの頭文字Aをモチーフとし、両手で大きな「マル」を描いて、市民相互の調和と触れ合いの輪がより大きく広がっていく願いを込めています。

（平成 10 年（1998 年）10 月決定）

1-3 上尾市の気候

夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続き、降水量は比較的少なく、全体として、穏やかで住みやすい気候です。

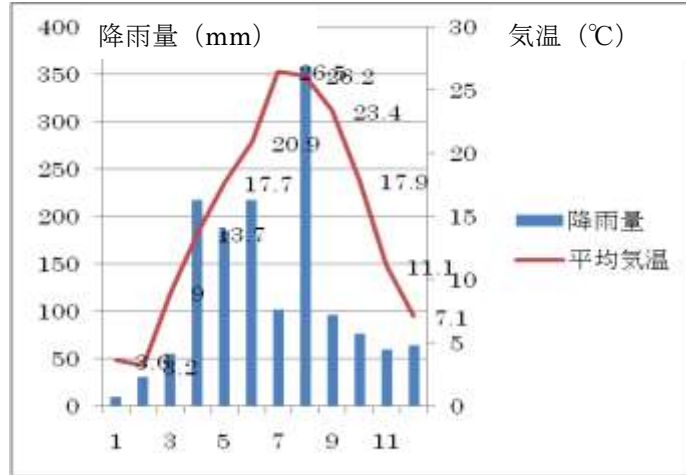
月別平均気温・降雨量（平成 20 年）

【気象概況】

（資料：上尾市消防本部）

（平成 20 年）

年平均気温 15.0 °C
 最高気温 36.8 °C
 最低気温 -5.0 °C
 年間降雨量 1,478.0 mm

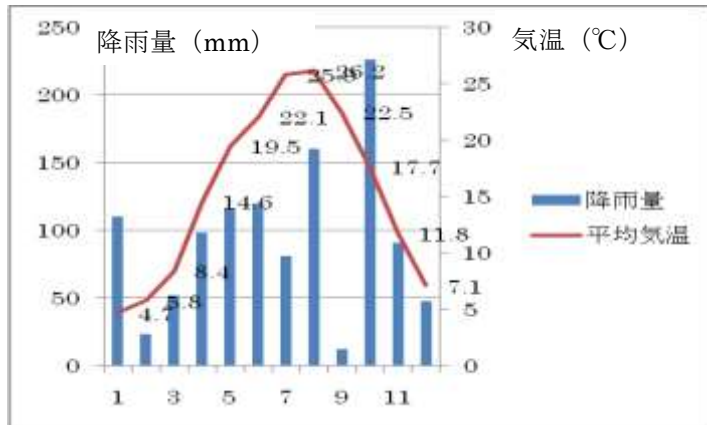


月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均気温°C	3.6	3.2	9	13.7	17.7	20.9	26.5	26.2	23.4	17.9	11.1	7.1
降雨量 mm	10.5	31	56	217.5	186	217.5	102.5	359	97	77	60	64

月別平均気温・降雨量（平成 21 年）

（平成 21 年）

年平均気温 15.5 °C
 最高気温 36.3 °C
 最低気温 -4.2 °C
 年間降雨量 1,140.0 mm



月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均気温°C	4.7	5.8	8.4	14.6	19.5	22.1	25.9	26.2	22.5	17.7	11.8	7.1
降雨量 mm	110.5	23.5	51.8	98.5	116.5	120	81.5	160.5	12.5	226.5	91	48

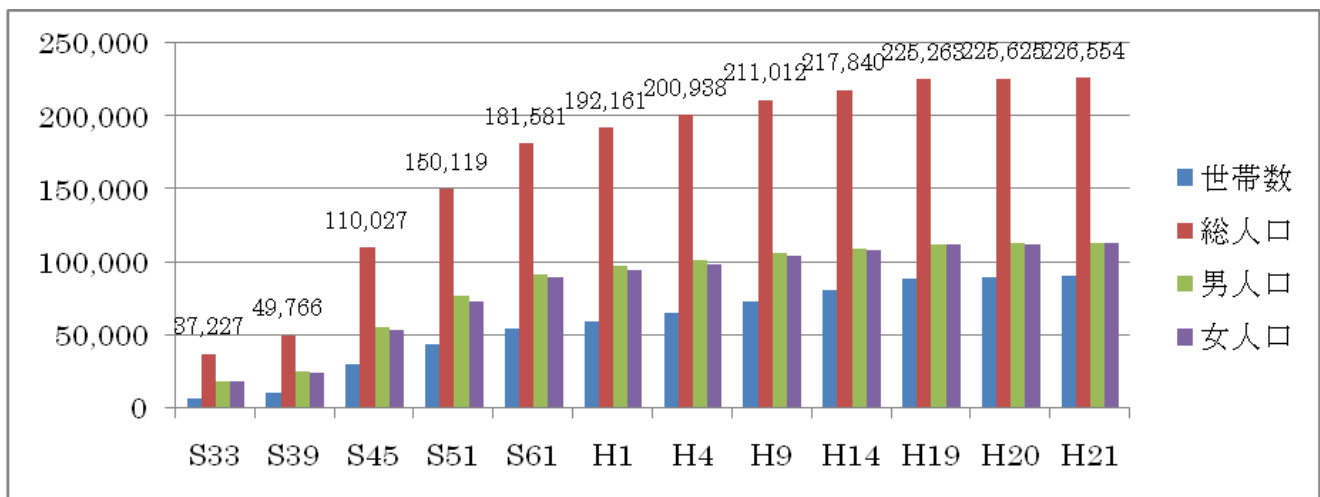
1-4 上尾市の人口・世帯数

人口は、昭和30年代後半に比べると、昭和40年代半ばまでの10年間で2.9倍、昭和50年代半ばまでの20年間で約3.5倍近くまで増加し、現在は約4.5倍となっています。

(資料：市民課)

【平成21年(2009年)10月1日現在(外国籍含む)】

人口	226,554 人
男性	113,292 人
女性	113,262 人
世帯数	90,952 世帯
1世帯平均人数	2.49 人
年間増加人数	929 人(対前年比)
人口密度	4973.7 人/km ² (対総面積45.55km ²)



	昭和33 (1958)	39 (1964)	45 (1970)	51 (1976)	61 (1986)	平成1 (1989)	4 (1992)	9 (1997)	14 (2002)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
人口	37,227	49,766	110,027	150,119	181,581	192,161	200,938	211,012	217,840	225,263	225,625	226,554
男	18,267	25,049	56,069	76,778	92,067	97,376	102,002	106,712	109,423	112,733	112,890	113,292
女	18,960	24,717	53,958	73,341	89,514	94,785	98,936	104,300	108,417	112,530	112,735	113,262
世帯数	6,884	10,860	29,900	43,879	54,764	60,027	65,756	73,612	80,885	88,478	89,736	90,952

1-5 上尾市の土地利用

平成17年(2005年)の土地利用現況調査(※)では、本市の総面積のうち、自然的土地利用(農地・山林など)は約1,434haであり、市の総面積4,555haの31.5%を占めています。なかでも農地は、約903ha(19.8%)と、自然的土地利用の62.9%を占めています。

一方、都市的土地利用(宅地・公共施設・公共空地・その他の空地など)は、3,121haであり、市の総面積の68.5%を占めています。中でも宅地(住宅、商業、工業など)が約1,840ha(40.4%)と最も広く、次いで公共空地(道路や鉄道用地、公園等)が約815ha(17.9%)となっています。

また、総面積のうち、市街化区域は、2,521ha(55.3%)、市街化調整区域は2,034ha(44.7%)となっています。

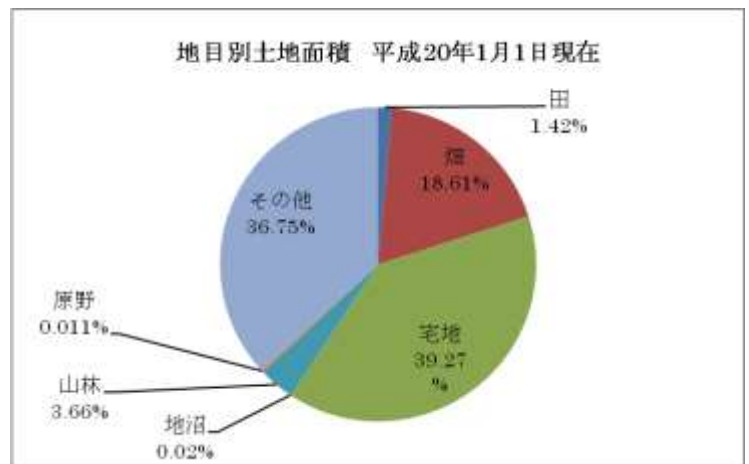
※「土地利用現況調査」は5年ごとに実施されており、平成17年度(2005年度)調査が最新となります。

(資料：まちづくり計画課)

【平成17年度(2005年度)調査】

(単位：k㎡)

総面積	45.55
田	0.65
畑	8.48
宅地	17.89
池沼	0.01
山林	1.67
原野	0.11
その他	16.74



(資料：資産税課)

1-6 上尾市の交通

本市を通過する鉄道は、JR高崎線と宇都宮線があり、高崎線には上尾駅と北上尾駅があります。昭和57年(1982年)には東北・上越新幹線が開業し、市内原市地区を通過するようになり、昭和58年(1983年)には新幹線と並行して埼玉新都市交通伊奈線(ニューシヤトル)が開業し、伊奈町から原市地区を通過してJR大宮駅に接続しています。

道路は、JR高崎線と並行して国道17号が縦貫し、国道16号東大宮バイパスが原市地区を通過しています。さらに、本市西側地域に都市計画道路として国道17号上尾道路が予定されています。(国道17号上尾道路は、平成22年(2010年)3月27日、さいたま市・宮前インターチェンジから上尾環状線までの区間について暫定開通しました。)

1-7 上尾市の産業

(資料：平成18年(2006年)10月1日現在の事業所・企業統計調査)

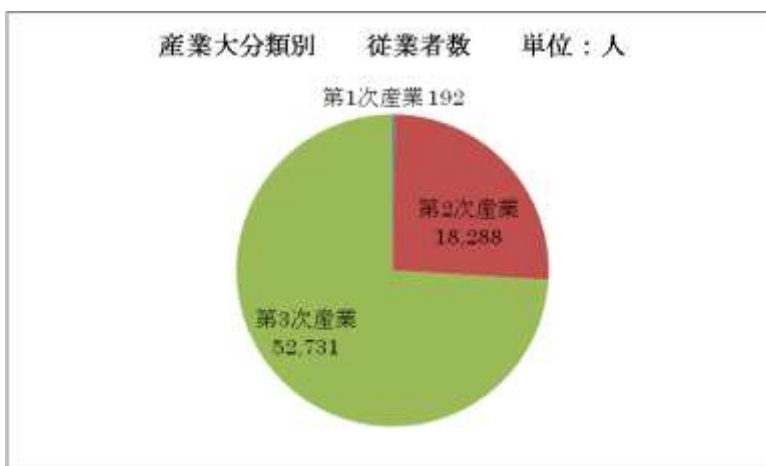
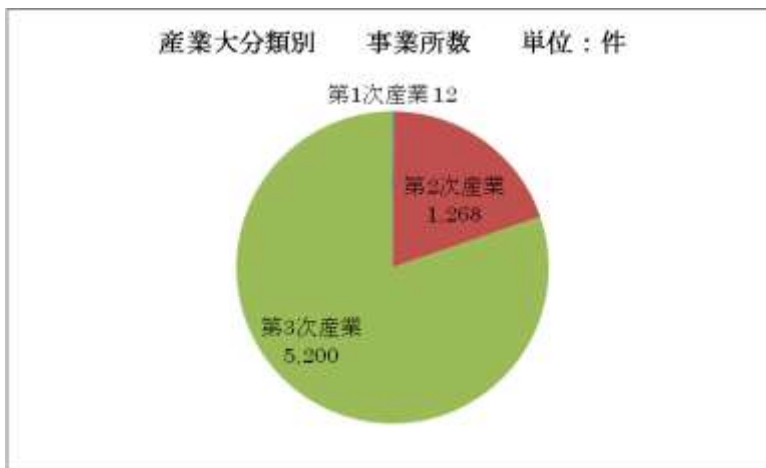
※「事業所・企業統計調査」は平成18年(2006年)の調査を最後とし、平成21年(2009年)から「経済センサス」に統合されました。

【産業大分類別事業所数 及び 従業者数】

第1次産業	12件	192人
第2次産業	1,268件	18,288人
第3次産業	5,200件	52,731人

【従業者数の多い業種】

1 卸売・小売業	17,224人
2 製造業	14,247人
3 医療・福祉	6,642人



第2章 環境をめぐる動向（平成20年（2008年）、21年（2009年））

2-1 世界の動向、地球温暖化問題

2007年2月から順次公開された「気候変動に関する政府間パネル第4次評価報告書（IPCC Fourth Assessment Report、略称AR4）」では、地球温暖化は疑う余地は無い、そして、温暖化をもたらしたのは人間活動による温室効果ガスが原因であると、ほぼ断定されました。

そのようななか、2008年（平成20年）7月7日から9日にかけて開催された、G8北海道洞爺湖サミットでは、「2050年における世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する」という目標を気候変動枠組条約の加盟国すべてがビジョンとして検討・採択すること」を求め、中国・インドも含めた主要排出国（総排出量で80%を占める）により一定の合意が示されました。

10月22日、国際連合環境計画（UNEP）の事務局長アキメ・シュタイナーがグリーン経済イニシアティブ「グローバル・グリーン・ニューディール」を発表しました。

2009年1月20日、アメリカの第44代大統領にバラク・オバマ氏が就任、大統領任期中に代替エネルギーを促進するために、今後10年間で再生可能エネルギーへの1,500億ドルを投資すること、また、公共施設の省エネ化による500万人分の雇用を創出し、排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）を通じて、2050年までに温室効果ガスを80%削減することを表明しました。一方アジアでは、中国が2年間で約6,000億ドルの環境・エネルギー分野に投入すること、また、日本と韓国が雇用創出と経済成長を刺激するために、環境対策に数十億ドルを投資することを表明しました。

12月には、デンマークのコペンハーゲンにおいて気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）が開催されました。世界が温暖化防止に向け1997年に取り決めた京都議定書の第一約束期間が終わる2013年以降の枠組みについて、新たな議定書の採択が期待されていましたが、先進国と途上国との間の利害などが複雑に絡むなか、会議は紛糾し、議定書の採択は先送りとなりました。

2-2 国内のできごと

平成20年（2008年）6月9日、福田内閣総理大臣のスピーチにおいて「福田ビジョン（「低炭素社会・日本」をめざして）」が示されました。これは、①2050年に世界の二酸化炭素排出量を現状比で半減する②日本は、さらに厳しい60~80%減を目標とする③2013年以降の温室効果ガス削減の具体的手法としてセクター別アプローチを推進する④国内排出量取引を導入する……などの政策案を提示するものであり、7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットの開催を前に大きな反響を呼びました。

平成21年（2009年）8月30日の第45回衆議院議員総選挙の結果、政権が交代し、9月、鳩山総理大臣が国連気候変動サミットにおいて、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で25%削減することを表明しました。これに伴い、政府では、従来の温暖化防止の国民運動「チーム・マイナス6%」を、平成22年（2010年）1月より「チャレンジ25キャンペーン」（次頁を参照）として新たに展開しています。この運動では、特に二酸化炭素（CO₂）が増加しているオ

フィスや家庭などにおける CO₂削減の行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民によびかけていくこととしています。

また、2010年（平成22年）の国際生物多様性年を控え、平成20年（2008年）5月には生物多様性基本法が成立、6月に施行されたほか、平成21年（2009年）8月20日には「生物多様性民間参画ガイドライン」が示されました。平成22年（2010年）3月16日には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されています。

その他、平成20年（2008年）4月1日には、エコツーリズム推進法が施行され、6月6日には「エコツーリズム推進基本方針」が閣議決定されました。

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジと25のアクション

チャレンジ1 エコな生活スタイルを選択しよう

- 夏28℃、冬20℃ ○スイッチオフ ○自転車を利用 ○節水 ○省エネナビ
- シャワーを短く ○エコドライブ ○マイバッグ、マイボトル ○エコクッキング

チャレンジ2 省エネ製品を選択しよう

- 省エネタイプ冷蔵庫 ○家庭用燃料電池 ○省エネタイプエアコン
- エコ照明に ○省エネタイプテレビ ○エコカーに

チャレンジ3 自然を利用したエネルギーを選択しよう

- 太陽光発電 ○太陽熱温水器

チャレンジ4 ビル・住宅のエコ化を選択しよう

- エコガラス・断熱材を利用 ○コージェネレーション設備 ○太陽光発電

チャレンジ5 CO₂削減につながる取組を応援しよう

- カーボンオフセット商品 ○地産地消を ○カーボンフットプリント

チャレンジ6 地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう

- カーシェアリング ○環境イベントに参加 ○パーク&ライド

→チャレンジ25キャンペーン <http://www.challenge25.go.jp>

2-3 埼玉県の取組み、県内のできごと

埼玉県では、平成20年(2008年)4月、「彩の国みどりの基金」を創設し、①森林の保全・活用の推進、②身近な緑の保全・創出・活用の推進、③環境に関する意識の醸成、④県民運動としてのみどりの保全と創出を目指しています。この基金は、毎年自動車税の1.5%相当額(自動車1台あたりの負担額は、約500円)と寄附金による積立を財源としています。

平成21年(2009年)2月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画(ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050)」が策定され(4月1日施行)、「2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比25%(1990年比21%)削減する」という目標が設定されました。さらに、同年3月には埼玉県地球温暖化推進条例が制定され、太陽光の利用、自動車対策、省エネルギー対策、バイオマスエネルギーの活用、環境学習の推進といったそれぞれの分野で施策を展開しています。

その他、県内の自治体の動向として、飯能市におけるエコツーリズムの取組み(平成21年9月8日、国の認定第1号)や、川口市や北本市における公用車のカーシェアリングの取組み(川口市は平成21年4月から、北本市は平成22年から)などが、先進的な施策として注目されます。

2-4 上尾市のできごと

平成20年(2008年)7月15日、上尾市は、市制施行50周年を迎えました。

この間、平成10年(1998年)3月に策定した「上尾市環境基本計画」の計画期間満了に伴い、平成20年6月に「上尾市環境づくり市民会議」と庁内プロジェクト・チームを設置し、環境基本計画の改定作業を開始しています。

「第二次上尾市環境基本計画」は、平成22年(2010年)3月、策定されました。

第3章 上尾市の環境推進体制

3-1 上尾市環境政策推進会議

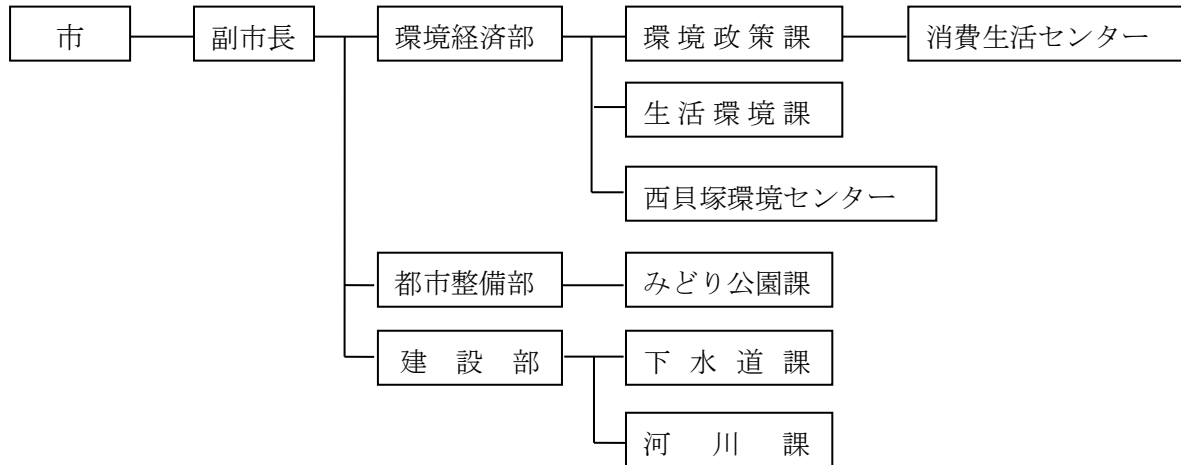
市では、上尾市環境基本条例第22条(※)の規定に基づき、平成10年(1998年)9月に、助役(当時)を会長とし、副会長1名、委員12名で構成する「上尾市環境政策推進会議」を設置しました。平成19年度(2007年度)は副市長が会長に、平成20年(2008年)8月からは市長が会長となりました。

この会議の所掌事務は、上尾市環境基本計画に基づく環境の保全及び創造を目的とする事業の推進及び調整に関すること、環境に影響を及ぼす事業についての上尾市環境基本計画との整合に係る調整に関すること、上尾市環境基本計画の進行管理に関すること、その他環境の保全及び創造に関する施策に関することなどです。

※上尾市環境基本条例 第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(担当：環境政策課)

3-2 上尾市の環境行政機構



3-3 所掌事務

環境経済部

環境政策課

- (1) 環境政策の企画に関すること。
- (2) 環境マネジメントに関すること。
- (3) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (4) 上尾市消費生活センターとの連絡調整に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設に関すること。
- (6) 上尾市斎場の運営に関すること。
- (7) (仮称) コミュニティ施設の建設に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。

生活環境課

- (1) 生活環境に関すること。
- (2) し尿処理に関すること。
- (3) 狂犬病予防に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関すること。
- (5) ペット霊園に関すること。
- (6) 化製場に関すること。
- (7) 動物の飼養及び収容に関すること。
- (8) 環境美化に関すること。
- (9) 生活排水対策に関すること。
- (10) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の防止対策に関すること。
- (11) 土砂のたい積に関すること。

西貝塚環境センター

- (1) 廃棄物に関すること。
- (2) 廃棄物の処理手数料等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (4) 一般廃棄物の最終処分に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の管理運営に関すること。
- (6) 業務用諸資材の維持管理に関すること。
- (7) 職員の労務管理に関すること。
- (8) センター周辺の地域整備に関すること。
- (9) 健康プラザに関すること。
- (10) その他センターの管理運営に関すること。

消費生活センター

- (1) 消費生活にかかる相談・苦情処理に関すること。
- (2) 消費生活にかかる指導・啓発に関すること。
- (3) 消費者団体の育成に関すること。
- (4) 事業所への立入検査に関すること。
- (5) 消費者行政活性化基金に関すること。

都市整備部

みどり公園課

- (1) 公園緑地の総合的な整備及び計画に関すること。
- (2) 都市公園その他の公園の管理に関すること。
- (3) 街路樹及び緑地帯の管理に関すること。
- (4) 緑化推進に関すること。
- (5) 自然保護に関すること。
- (6) 生産緑地に関すること。
- (7) 上尾市自然学習館に関すること。
- (8) 上尾市バーベキュー場に関すること。

建設部

下水道課

- (1) 下水道事業の総務に関すること。
- (2) 下水道施設等の管理に関すること。
- (3) 排水設備の普及に関すること。
- (4) 下水道の計画に関すること。
- (5) 下水道工事に関すること。

河川課

- (1) 準用河川、都市下水路及び水路の管理に関すること。
- (2) 準用河川及び水路の調査、計画及び工事に関すること。
- (3) 都市下水路の調査、計画及び工事に関すること。

3-4 上尾市環境審議会

本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき、平成6年（1994年）8月1日に上尾市環境審議会が設置されました。環境審議会は、平成20年度は2回、21年度は3回、開催されました。

（担当：環境政策課）

平成20年度 第1回上尾市環境審議会	
実施日 平成20年6月2日（月）午前10時	
場所 上尾市役所 全員協議会室（議会棟4階）	
内容	上尾市環境マネジメントシステムについて

平成20年度 第2回上尾市環境審議会	
実施日 平成21年2月12日（木）13時30分	
場所 上尾市役所 全員協議会室（議会棟4階）	
内容	1 上尾市環境基本計画基礎調査報告書について 2 上尾市環境マネジメントシステムの試行について

平成21年度 第1回上尾市環境審議会	
実施日 平成21年5月29日（金）10時00分	
場所 上尾市役所 全員協議会室（議会棟4階）	
内容	上尾市環境マネジメントシステムについて

平成21年度 第2回上尾市環境審議会	
実施日 平成22年1月12日（木）9時30分	
場所 上尾市役所 全員協議会室（議会棟4階）	
内容	1 第二次上尾市環境基本計画素案について 2 上尾市環境マネジメントシステムについて 3 その他 ・上尾市地球温暖化防止実行計画に基づく平成20年度実施結果について

平成 21 年度 第 3 回上尾市環境審議会	
実施日 平成 22 年 2 月 19 日 (金) 10 時 00 分	
場所 上尾市役所 庁議室 (行政棟 3 階)	
内容	1 「路上喫煙の防止に関する条例」で制定する路上喫煙禁止区域について 2 「第二次上尾市環境基本計画」の案について

上尾市環境審議会委員

区分	所属等	第 7 期	第 8 期		
		平成 19 年 5 月 24 日 ~	平成 21 年 5 月 24 日 ~ 平成 23 年 5 月 23 日		
		平成 21 年 5 月 23 日	平成 21 年 5 月 24 日 ~	平成 22 年 1 月 1 日 ~	平成 22 年 6 月 1 日 ~
市 議	上尾市議会	糟谷 珠紀	糟谷 珠紀		
	上尾市議会	嶋田 一孝	嶋田 一孝	野本 順一	
	上尾市議会	長沢 純	長沢 純	道下 文男	
学 識 経 験 者	江戸川大学教授	恵 小百合◎			
	立正大学教授		河野 忠◎		
	NPO法人 環境サポート埼玉	鈴木 敏資	鈴木 敏資		
	環境省環境カウンセラー	浅羽 理恵	浅羽 理恵		
関 係 団 体 の 代 表 者	上尾市区長会連合会	大澤 道夫	榎本 忠夫		平田 秀明
	上尾商工会議所	太田 篤實	太田 篤實		
	上尾市農業協同組合	大塚 金三郎	國嶋 和重		
	(財)埼玉県生態系保護協会	小川早枝子○	小川 早枝子○		
	上尾市女性団体協議会	船生 養子	船生 養子		
	上尾市消費者団体連絡会	安井 淳子	安井 淳子		飯塚 滋代
	上尾市PTA連合会	渡辺 博布	星野 良行		阿部 勝也
行 政	上尾警察署	野田 千鶴子	武田 成晴		
	埼玉県中央環境管理事務所	山田 正晴	山田 正晴		大木 貞幸

◎ 会長 ○ 副会長

3-5 上尾市環境推進協議会

上尾市環境基本条例第 26 条（※）の規定に基づき、会員が相互に緊密な連携を図りながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の構築を目指すことを目的として、上尾市環境推進協議会が設置されました。

※ 上尾市環境基本条例第 26 条 「市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。」

(担当：環境政策課)

【上尾市環境推進協議会の取組】

《平成 20 年度》（2008 年度）

事業名 (実施回数)	内 容
役員会 (5 回)	上尾市環境推進協議会の運営について具体的な検討。 4 月 17 日 (木)、6 月 9 日 (月)、8 月 25 日 (月)、10 月 7 日 (火)、 12 月 17 日 (水)
総会 (1 回)	平成 20 年 5 月 15 日 (木) 上尾市文化センター301 会議室 平成 19 年度事業報告及び平成 20 年度の事業計画について審議。
第 8 回 上尾市環境推進大会 (1 回)	平成 20 年 6 月 21 日 (土) 午前 10 時～12 時 上尾市文化センター 5 階 小ホール 1. 第 7 回あげお環境賞授賞式 【受賞者】・上尾市立上尾小学校 ・上尾市立東町小学校 ・塚越ミツ子さん 2. ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター優秀作品表彰式 3. 記念講演 講師 海瀬弘司さん 環境省環境カウンセラー テーマ 地球温暖化問題を考える
環境パネル展 (2 回)	会員の環境保全及び創造の取組をパネル展示で紹介。 ・6 月 市役所 1 階市民ホール ・11 月「あげお工業フェア」会場（上尾市民体育館）

事業名 (実施回数)	事業内容
環境問題学習会 (2回)	<p>■第1回■ 平成20年8月29日(金) 18:30~20:00 上尾公民館 講座室 501 講師 小川早枝子さん (財) 埼玉県生態系保護協会 上尾支部長 テーマ 「地球環境危機の時 たぐいまれな上尾の自然を次世代へ」 参加 15人</p> <p>■第2回■ 平成21年2月19日(木) 18:30~19:30 上尾公民館 講座室 503 講師 鈴木敏資さん NPO 法人環境サポート埼玉 理事 テーマ 「中小企業の環境マネジメントシステムの活用」 参加 23人</p>
全体会 (1回)	平成20年10月31日(金) 上尾公民館講座室 501 年度前半の事業報告と後半の事業予定について、会員へ情報提供。
自然観察会 (2回)	<p>■ワシ・タカ観察会とサクラソウトラスト地の草刈り 平成20年12月7日(日) 8:30~14:30 参加 15人</p> <p>■鴨川の冬鳥観察会 平成21年1月24日(土) 9:45~11:30 参加 14人</p>

《平成21年度》 (2009年度)

事業名 (実施回数)	内 容
役員会 (6回)	上尾市環境推進協議会の運営について具体的な検討。 4月23日(木)、6月11日(木)、8月31日(月)、10月20日(火)、 12月14日(月)、3月25日(木)
総会 (1回)	平成21年5月14日(木) 上尾公民館 講座室 503 平成20年度事業報告及び平成21年度の事業計画について審議。

事業名 (実施回数)	内 容
第9回 上尾市環境推進大会 (1回)	<p>平成20年6月20日(土) 13時～ 上尾市文化センター 5階 小ホール</p> <p>1. 第8回あげお環境賞授賞式 【受賞者】・上尾市立太平中学校科学部 ・あげお古紙リサイクル協議会</p> <p>2. ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター優秀作品表彰式</p> <p>3. 記念講演 講師 金森房子さん 埼玉県環境アドバイザー (財)あしたの日本を創る協会副会長 テーマ 「消費者の暮らし方と環境問題」</p>
環境パネル展 (2回)	<p>会員の環境保全及び創造の取組を、パネル展示で紹介。 ・6月18日(木)～24日(水) 市役所1階市民ホール ・11月7日(土)、8日(日) 「あげお工業フェア2009」会場 (上尾市民体育館ロビー)</p>
環境問題学習会 (2回)	<p>■第1回■ 平成21年8月27日(木) 18時～ 上尾公民館 講座室501 講師 木ノ内 勝平さん 荒川の自然を守る会 代表理事 テーマ 「上尾市の自然環境の現状」一急がれる自然保護・再生活動一 参加28人</p> <p>■第2回■ 平成21年2月5日(金) 18時30分～ 上尾公民館 講座室501 講師 岩見田 紘さん 上尾・アブセック リサイクル委員会代表 テーマ 「廃食用油・生ごみリサイクル構想について」 参加29人</p>
全体会 (1回)	<p>平成21年10月26日(月) 18時30分～ 上尾公民館 講座室501 年度前半の事業報告と後半の事業予定について、会員へ情報提供。</p>
自然観察会 (2回)	<p>■ワシ・タカ観察会とサクラソウトラスト地の草刈り 平成21年12月6日(日) 9時30分～13時30分 参加25人</p> <p>■鴨川の冬鳥観察会 平成22年1月23日(土) 9時～11時30分 参加18人</p>

3 - 6 上尾市環境美化推進員

上尾市環境美化推進員は、上尾市環境美化推進員設置要綱（平成 13 年（2001 年）3 月 30 日市長決裁）により、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、事務区長の推薦に基づき市長が委嘱しています。

平成 22 年（2010 年）3 月現在、定数 214 人で、任期は 2 年となっています。

環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、環境美化活動の推進、ごみ集積場の適正管理の啓発、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの推進、不法投棄防止、空き地の環境保全、衛生害虫駆除の推進、環境衛生行政に係る情報の伝達など、さまざまな活動を行っています。

（担当：生活環境課）

第4章 上尾市環境基本計画（※）

4-1 計画策定の趣旨と位置付け

市では、平成9年（1997年）9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年（1998年）3月に市の環境の保全と創造の基本的、市民、事業者、市の三者のパートナーシップのもとに策定されました。

この計画は、環境の将来像や長期的目標を定め、その実現に向けた総合的な施策を明らかにし、健全で恵み豊かな環境を保持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することが出来る循環型社会の構築を目指した、総合的な計画です。

※ 市では、平成22年（2010年）3月、第二次上尾市環境基本計画を策定しましたが、本書は平成20年度・21年度報告であるため、第一次計画に基づく記述となっています。

4-2 望ましい環境像

『人と地球にやさしい サイクルタウン・あげお』

この『サイクルタウン』は、

“**循環**”型社会の構築を目指していく

こと、地球温暖化を防止するために、省

エネ・省資源を進め、車の使用を控え、“**自**

転車”の利用を推進していこうと いう

意味が込められています。

また、望ましい環境像を実現するための3つのテーマ（基本目標）を設定し、それぞれに体系的に各種施策の展開を図りました。



4-3 上尾市環境基本計画の目標体系

この計画では、「やすらぎのあるまちに」、「清らかで安全なまちに」、「次世代のあ
げおのために」を3つの基本目標に、基本目標ごとに項目別の目標水準を設定しました。

やすらぎのあるまちに

自然を守り育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域を保護し、市全体の自然の豊かさと多様性の向上を目指します。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

水辺や緑が身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。食糧生産の場として、長い間維持管理されてきた農地は、大気浄化や水源かん養、保健休養、多様な野生生物の保全など多くの環境保全機能を有しています。このような農地がもたらす恵みは地域社会全体が等しく享受しているものであり、その環境保全機能を適切に評価し、農地がもつ環境保全機能の維持向上を目標とします。

五感にやさしいまち

緑や花のかおり、鳥のさえずり、水のせせらぎ、祭りばやしなど地域の自然と歴史を活かしたまちづくりを進め、まちの風景、音、かおりで安らぎや四季の移り変わりが感じられることを目標とします。

清らかで安全なまちに

公害のないまち

大気、水質、騒音に係る環境基準の達成を目指すとともに、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。

また、土壌汚染や地下水汚染のほか、近年注目されているダイオキシン類をはじめとする環境ホルモン、また未規制物質や顕在化していない現象に対しても公害発生の未然防止に努め、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

安心できるまち

地震などの災害に強いまちにするとともに、安全に快適に歩くことができ、ゆとりが感じられることを目標とします。

清潔なまち

市内全域が清潔で美しいまちなみを保つことを目標とします。

次世代のあげおのために

資源を大切にすまち

限りあるエネルギーや資源を節約し、大切に利用するとともに、廃棄物をごみとせず、資源が循環するまちの実現を目標とします。

環境を思いやるまち

市民一人ひとりが地球環境について考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目標とします。

上尾市環境基本条例（平成9年（1997年）9月30日 条例第25号）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

【上尾市環境基本計画目標体系】

基本目標 3項目	項目別目標 8項目	個別目標 30項目	
1. やすらぎのあるまちに	1. 自然を守り育てるまち	1. 今ある自然の保護・保全	
		2. 自然とのふれあいの促進	
	2. 水辺や緑が身近にあるまち	3. 緑化の推進	
		4. 水辺環境の保全・整備	
		5. 公園の整備	
		6. 農地の保全・活用	
	3. 五感にやさしいまち	7. サウンドスケープデザイン	
		8. 四季のかおりを感じるまちづくり	
		9. 景観の保全・整備	
		10. 歴史的・文化的環境の保全・整備	
2. 清らかで安全なまちに	4. 公害のないまち	11. 大気汚染の防止	
		12. 水質汚濁の防止	
		13. 騒音・振動の防止	
		14. 悪臭の防止	
		15. 地盤沈下の防止	
		16. 地下水汚染の防止	
		17. 新たな公害の未然防止	
	5. 安心できるまち	18. 円滑な道路交通	
		19. 災害に強いまちづくり	
		20. ゆとりの確保	
	6. 清潔なまち	21. 下水道の整備	
		22. ごみ散乱対策の強化	
	3. 次世代のあげおのために	7. 資源を大切にするまち	23. ごみ資源・リサイクルの推進
			24. 省資源・省エネルギーの推進
25. 歩行・自転車利用促進			
26. 水資源の有効利用			
8. 環境を思いやるまち		27. 環境に関する生涯学習の推進	
		28. 環境保全型の施設整備	
		29. コミュニティ活動の促進	
		30. 地球市民としての行動	

第5章 望ましい環境像の実現に向けて

5-1 自然を守り育てるまち

「今ある自然の保護・保全」については、緑地保全の一環として緑の公有地化事業を進めています。「上尾市藤波・中分ふるさとの緑の景観地」および「原市ふるさとの緑の景観地」は、市と県が共同して買収を進めており、今後も「上尾市みどりの基金」を活用して事業を継続していきます。

	上尾市藤波・中分 ふるさとの緑の景観地		原市ふるさとの緑の景観地	
	市買収分 m ²	県買収分 m ²	市買収分 m ²	県買収分 m ²
平成 20 年度まで	15,750	10,703	9,304	4,985
平成 21 年度まで	18,274	13,217	9,304	4,985

また、保存樹林の中から特に良好なものを特別緑地に指定し、「ふれあいの森」（平成 20 年度（2008 年度）末現在 8 か所、同 21 年度（2009 年度）末現在 9 か所）として市民に開放し、維持管理を行なっています。

「自然とのふれあいの促進」に関しては、自然学習館において自然観察会や体験学習等の事業を行なっています。また、自然学習館に併設している上尾天文台では、40cm 反射望遠鏡（1 台）・15cm クーデ式望遠鏡（1 台）・12.8cm 屈折望遠鏡（3 台）を備え、天体観望会などの事業を行なっています。
（担当：みどり公園課）

環境保全団体の育成・支援については、市民団体・事業者・市の協働組織である上尾市環境推進協議会の活動を推進するほか、自発的な環境保全活動を行なっている市内の民間団体に補助金を交付しました。
（担当：環境政策課）



上尾市藤波・中分
ふるさとの緑の景観地



原市ふるさとの緑の景観地

5-2 水辺や緑が身近にあるまち

緑化の推進 「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」（昭和48年（1973年）制定）に基づき、保存樹林および保存樹木を指定しています。

	保存樹林	保存樹木
平成20年度末	14か所	125本
平成21年度末	14か所	120本

（担当：みどり公園課）

河川 河川への親水性向上と水質改善対策として、従来のコンクリートブロックに代えて環境に配慮した緑化ブロックを採用し、河川本来の自然浄化作用を向上させ水質浄化を図ってきました。具体的には、平方スポーツ広場に面する上尾中堀川について多自然型ブロック工法による改修を行い（618.5m）、また、浅間川の上流についても、同様の改修を行いました（483m）。丸山都市下水路については、コンクリート3面張りに代えて、木柵と土の法面とした改修を図りました（平成20年度（2008年度）末現在）。

さらに、平成21年度（2009年度）から雨水貯留施設設置の補助事業を開始しました。これは、雨水の流出抑制と有効利用を図るため、タンク費用と工事費用の一部を補助するものです。平成21年度の設置実績は、28基です。（担当：河川課）

公園の整備 上尾市内の公園は、県営の上尾運動公園、市制施行20周年記念事業として昭和53年（1978年）5月にオープンした上尾丸山公園（その後、天体観測施設を備えた自然学習館やバーベキュー場等を整備）など、都市緑地を含めた公園の数と総面積、市の面積(4,555ha)に対する公園面積の割合、市民一人あたりの公園面積は下記のとおりです。

	公園の数	総面積 ha	市面積に対する公園面積の割合	市民一人あたりの公園面積
平成20年度末	119か所	86.17 ha	1.89%	3.82m ²
平成21年度末	124か所	88.00 ha	1.93%	3.89m ²

（担当：みどり公園課）

農地の保全 本市においては、急激な都市膨張に伴い、市内全域にわたり土地利用のスパロール化（無秩序な開発）が顕著となっています。本市の農業は、後継者不足による農業労働力の高齢化の進行をはじめ、経営環境の悪化が指摘されています。

市では、自然農法の導入を奨励しており、減農薬・減化学肥料による栽培農産物の認証件数は、平成20年度（2008年度）は21件、21年度（2009年度）は24件です。

（担当：農政課）

5-3 五感にやさしいまち

上尾駅東口の旧中山道や市西側の都市計画道路西宮下中妻線の一部区間において、電線類の地中化を実施しています。平成 21 年度（2009 年度）までの整備延長は、1,545m です。（担当：道路整備課）

屋外広告物については、平成 14 年度（2002 年度）より許可事務を行なっています。市では、景観の保全のため、随時、捨て看板等の撤去を行なっています。

捨て看板等の撤去数

	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
貼り紙	1,494 枚	1,739 枚
貼り札	4,275 枚	2,487 枚
捨て看板	38 枚	8 枚
合計	6,257 枚	4,234 枚

(担当：道路管理課)



【上尾駅東口（旧中山道）の、電線類の地中化整備後の様子】

5-4 公害のないまち（担当：生活環境課）

5-4-1 大気汚染の防止

(1) 大気汚染の概要

大気汚染物質の発生源は、火山噴火などによる自然発生的なもののほか、固定発生源（工場・事業所など）及び移動発生源（自動車等）があります。

大気汚染物質は、ばい煙（硫黄酸化物（SO_x）、ばいじん、有害物質 5 種★）、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、特定物質（28 物質）、有害大気汚染物質（234 物質）が大気汚染防止法で定められています。

現在、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）光化学オキシダント（Ox）の 5 項目について環境基準が定められています。

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、健康に慢性的影響を及ぼすことから長期的評価が行われ、光化学オキシダントについては、急性的影響を及ぼすことから短期的評価が行われています。

★大気汚染防止法が定める有害物質 5 種

カドミウム及びその化合物／塩素及び塩化水素／フッ素・フッ化水素及びフッ化水素／鉛及びその化合物／窒素酸化物

(2) 環境基準と評価方法

環境基準とは、環境基本法第 16 条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで達成維持することが望ましいとされる、政府が定める環境行政上の基準であり、市は、これを目標として対策を進めています。

なお、環境基準は行政上の目標として定めているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なります。

大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 16 日告示)	溶液電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)	非分散型赤外分析法を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和 53 年 7 月 11 日告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(昭和 48 年 5 月 8 日告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる科学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
ベンゼン	1年平均値が 0.003.mg/m ³ 以下であること。（平成 9 年 2 月 4 日告示）	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2.mg/m ³ 以下であること。（平成 9 年 2 月 4 日告示）	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2.mg/m ³ 以下であること（平成 9 年 2 月 4 日告示）	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15.mg/m ³ 以下であること（平成 13 年 4 月 20 日告示）	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（平成 11 年 12 月 27 日告示）	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 （平成21年9月9日告示）	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

5 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。（昭和51年8月13日通知）

【大気汚染の評価方法】

短期的評価	測定を行った日の1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。特に、光化学オキシダントについては、環境基準の設定が1時間値のみであることから、昼間(午前5時～午後8時)の1時間値が1度も環境基準値を超えた場合、環境基準未達成と評価されている。
長期的評価 (2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較する評価方法。1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、環境基準未達成とする。
長期的評価 (98%値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98%目にあたる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較する評価方法。

(3) 測定結果

大気汚染の現状を把握するため、埼玉県では大気汚染常時監視システムにより常時監視を行なっています。常時監視局は、本市においては、浅間台大公園（浅間台三丁目）に設置されており、測定項目は、二酸化硫黄、浮遊粒子物質、窒素酸化物、光化学オキシダント 及び風向、風速です。

なお、埼玉県大気汚染常時監視システムの測定結果は、インターネットにより、どなたでも最新の情報（および過去のデータ）を閲覧することができます。

【環境基準適合状況】

	物質名					
	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学オキシダント (O _x)
環境 基準	1時間値の1日平均 値が0.04ppm以下で あり、かつ1時間値が 0.1ppm以下		1時間値の1日 平均値0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内 又はそれ以下	1時間値の1日平均値 が0.10mg/m ³ 以下で あり、かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下		1時間値が 0.06ppm以下
年度 (平成)	短期	長期 (2%除外値)	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期
15	○	○	○	○	×	×
16	○	○	○	○	×	×
17	○	○	○	○	○	×
18	○	○	○	○	×	×
19	○	○	○	○	○	×
20	○	○	○	○	○	×
21	○	○	○	○	○	×

備考

光化学スモッグの主要原因物質である光化学オキシダントは、1時間値が毎年0.06ppm以上になる日があり、環境基準を達成できていません。

(4) 光化学スモッグ（光化学オキシダント）、酸性雨

自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれ、大気中に排出された窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）等の一次汚染物質が、上空で太陽の紫外線の影響を受けて化学反応を起こし、大量のオゾン（O₃）を生成すると、このオゾンはさらにオキシダント（強酸化性物質）と称される二次汚染物質を生成します。これを光化学オキシダントといい、光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントが高濃度になると、ヒトへの影響としては、目やのどの痛み、息苦しさ等の症状があらわれることが挙げられます。

光化学スモッグは、我が国では昭和48年（1973年）から50年（1975年）にかけて多発しました。その後、沈静化傾向を示してはいますが、光化学オキシダントについては、平成20年度（2008年度）・21年度（2009年度）とも、環境基準を上回っています。

大気中に存在する亜硫酸ガス（SO₂などの硫黄酸化物）が水や酸素と反応すると、硫酸や硝酸、塩酸などを生成します。これが強酸性の雨（酸性雨）となって地上に落下すると、ヒトの健康をはじめ、さまざまなものに害を与えます。

埼玉県は、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学スモッグの主な指標である光化学オキシダントを測定し、発令基準に達した場合、注意報等を発令しています。

本市では県から注意報等の発令を受けた場合、「上尾市大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、防災無線や上尾市 Web サイト等により市民にお知らせしています。

【県南中部地区の光化学スモッグ注意報等の発令状況】

年度（平成）	予報	注意報	警報	重大緊急報	健康被害届出人数 （ ）内は、上尾市
15	7	13	0	0	64（0）
16	17	15	0	0	2（0）
17	9	18	1	0	320（0）
18	12	12	0	0	24（0）
19	11	21	0	0	0（0）
20	6	9	0	0	1（0）
21	6	11	0	0	0（0）

光化学スモッグ注意報などが発令されたら …

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたら、すぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意しましょう

(5) 大気関係の届け出状況

ばい煙や粉じんを多量に発生する工場・事業場については、施設ごとに大気汚染防止法（昭和 43 年（1968 年）制定）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年 7 月 17 日制定、条例第 57 号）により、届け出が義務付けられています。

特定施設等の届け出状況（大気関係）

根拠（法）	届出施設	延べ件数		延べ件数	
		平成 21 年 3 月 31 日現在		平成 22 年 3 月 31 日現在	
		工場・事業所数	施設数	工場・事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	77	191	76	186
	粉じん発生施設	1	1	1	1
埼玉県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	21	21	22	22
	粉じん発生施設	4	6	4	6

(6) 大気汚染に関する苦情件数

平成 15 年度（2003 年度）は 60 件を超える苦情がありましたが、平成 16 年度（2004 年度）以降は減少傾向にあります。

年度（平成）	大気に関する苦情件数	野焼きに関する苦情件数（※）
15	63	
16	14	
17	13	
18	11	
19	2	
20	3	42
21	4	30

※「野焼きに関する苦情件数」は、平成 20 年度（2008 年度）から集計を開始しました。

(7) 大気関係の改善対策

① 自転車利用の促進

北上尾駅東口にある「原新町自転車駐車場」は、(社団)上尾市シルバー人材センターへの業務委託により運営しています。また、上尾駅周辺にある駐輪場「サイクルポート東」・同「南」・同「西」は、上尾都市開発(株)が運営しています。

なお、市では、上尾駅周辺の交通混雑の緩和と放置自転車の防止を目的として平成6年度(1994年度)よりレンタサイクルの運営を開始し、「上尾市西口レンタサイクル」として業務委託により運営していましたが、施設の老朽化等により、平成22年度末(平成23年(2011年)3月)をもって運営を終了しました。(担当:市民安全課)

② 低公害車の導入、自動車の使用自粛

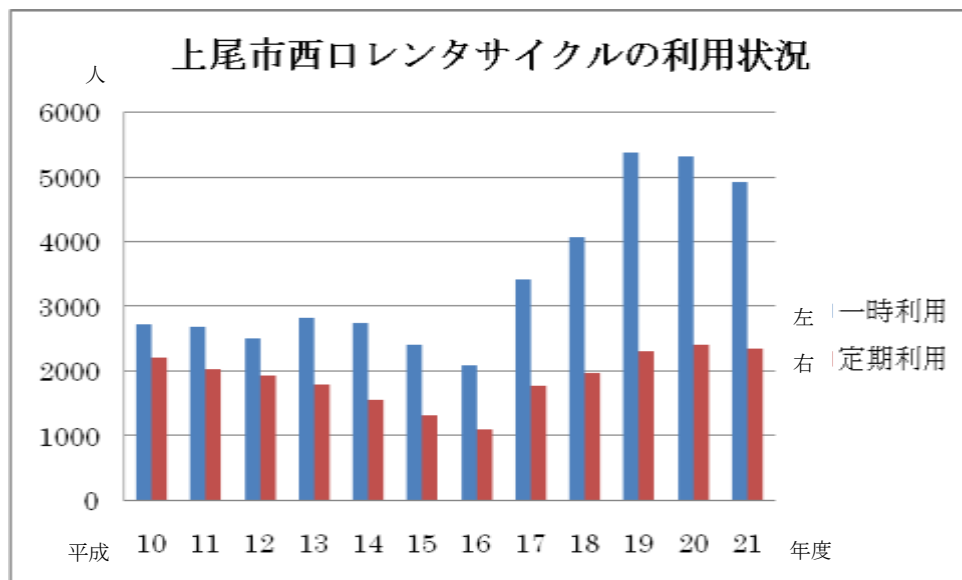
市役所では、公用車の一部にハイブリッド車など低公害車を導入しています。

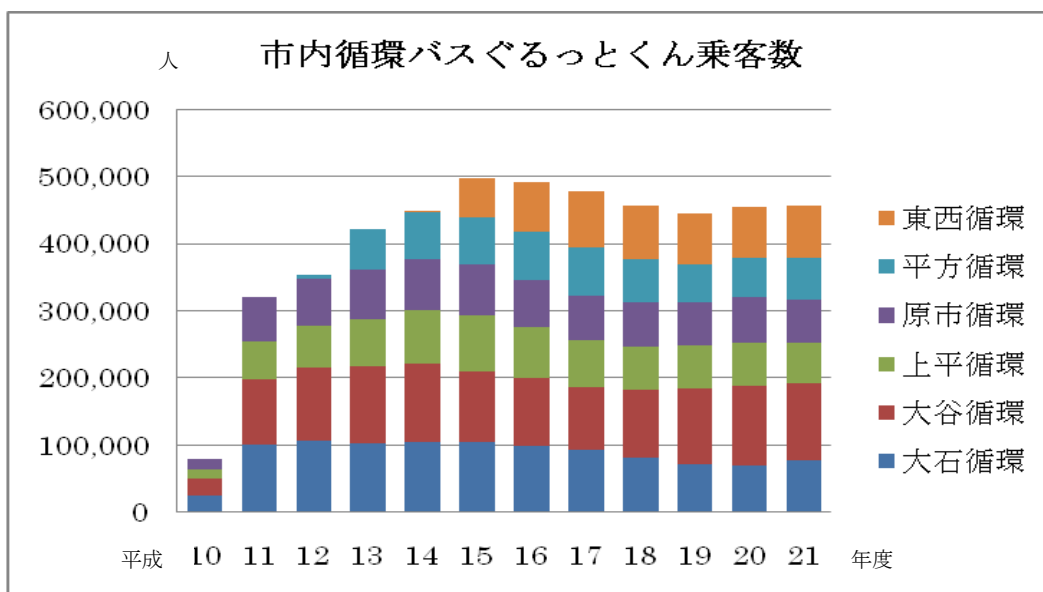
(担当:用地管財課)

市内循環バス「ぐるっとくん」(平成10年(1998年)12月から運行)については、圧縮天然ガス(CNG)を燃料とする車両(中型バス3台、小型バス4台)と、低公害ディーゼルエンジンの車両(1台)を併用しています。(担当:市民安全課)

さらに、環境保全のため、毎週水曜日を「ノーカーデー」として、職員の自家用車通勤の自粛と、公用車の使用の自粛の呼びかけを実施しています。(担当:環境政策課)

年度 (平成)	一時 利用 (回数)	定期 利用 (件数)
10	2736	2208
11	2700	2045
12	2508	1933
13	2841	1796
14	2759	1562
15	2406	1333
16	2094	1110
17	3421	1786
18	4081	1986
19	5393	2324
20	5325	2422
21	4924	2362





【市内循環バスぐるっとくん 乗客数】

(単位:人)

年度 (平成)	総数	大石循環	大谷循環	上平循環	原市循環	平方循環	東西循環
10	80,288	25,613	24,533	14,574	15,568	—	—
11	320,310	100,646	96,485	56,512	66,667	—	—
12	352,890	107,251	108,659	61,000	71,197	4,783	—
13	422,286	103,799	112,998	70,414	74,825	60,250	—
14	449,335	104,450	117,859	78,520	76,552	70,384	1,570
15	497,807	105,787	104,770	82,762	76,000	70,056	58,432
16	491,178	99,798	100,394	75,327	70,134	70,914	74,611
17	478,416	93,797	91,830	70,083	66,695	72,532	83,479
18	457,179	82,152	100,374	64,829	64,938	65,275	79,611
19	444,583	70,996	114,290	63,569	64,050	55,795	75,883
20	454,591	69,420	118,524	65,168	67,547	58,734	751,98
21	457,271	77,727	115,106	59,206	64,895	60,844	79,493

5-4-2 水質汚濁の防止

(1) 水質汚濁の概要

河川等の公共水域の水質汚濁は、工場・事業場の排水や、家庭からの生活排水が主な原因です。かつては、工場・事業場の排水（目安は COD 値）が主な水質汚濁の原因となっていました。水質汚濁防止法（昭和 45 年（1970 年）制定）による規制や、工場・事業場への立入検査の実施により、着実に改善されています。また、家庭からの排水（目安は BOD 値）についても、下水道整備や合併処理浄化槽の普及、生活排水対策の実施により改善されています。

COD……**Chemical Oxygen Demand** の略称。化学的酸素要求量。水中の物質を酸化するために必要とする酸素の量のこと。単位は ppm または mg/l。排水規準と、海域と湖沼の環境基準に用いられる。有機物が多く水質が悪化すると COD は高くなる。

BOD……**Biochemical Oxygen Demand** の略称。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと。単位は mg/l で表示され、数値が大きいほど水質の汚れは著しい。

(2) 特定施設等の届出状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年（1970 年）12 月制定）及び埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年（2001 年）7 月 17 日制定、条例第 57 号）により、特定施設等を設置している工場、事業場には、届出が義務付けられています。

下表は、市内における特定施設等のある工場、事業場数（平成 20 年度（2008 年度）新規届出数と延べ数）です。

なお、本市は工場、事業場への立入調査を実施し、排水調査及び浄化対策等について指導しています。（担当：生活環境課）

【特定施設等の届け出状況（水質関係）】（平成 21 年 3 月 31 日現在）

根拠（法）	届出施設	工場・事業所数	
		平成 20 年度 （2008 年度）	平成 21 年度 （2009 年度）
水質汚濁防止法 （昭和 45 年（1970 年）12 月制定）	特定施設（新規）	225	224
	特定施設（廃止）		
	（うち、立入調査対象）	71	71
埼玉県生活環境保全条例 （平成 13 年（2001 年）7 月 17 日制定）	特定施設（新規）	8	8
	特定施設（廃止）		
	（うち、立入調査対象）	3	3

(3) 水質にかかる環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について維持することが望ましい基準として定められている行政上の目標であり、人の健康保護に係る基準（健康項目）と生活環境保全に係る基準（生活環境項目）に区分されています。

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準（河川）

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下◆
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.05mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
11	1, 2 -ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
12	1, 1 -ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下◆
13	シス- 1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
14	1, 1, 1 -トリクロロエタン	1mg/L 以下
15	1, 1, 2 -トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
18	1, 3 -ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
19	チウラム	0.006mg/L 以下
20	シマジン	0.003mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
23	セレン	0.01mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
25	ふっ素	0.8mg/L 以下
26	ほう素	1m g / L 以下
27	1, 4-ジオキサン◆	0.05mg/L 以下

※「No.」は、本環境白書の編集に際し、便宜上、付したものです。また、各項目の「測定方法」は割愛しました。

◆平成 21 年（2009 年）11 月 30 日、①「1, 4-ジオキサン」（No.27）が追加されました。また、②「1, 1-ジクロロエチレン」（No.12）の基準値が変更されました。（変更前 0.02mg/ℓ以下→変更後 0.1mg/ℓ以下）（環境省告示第 78 号）

◆平成 23 年（2011 年）10 月 27 日、「カドミウム」（No.1）の基準値が変更されました。（変更前 0.01mg/L 以下→変更後 0.003mg/L 以下）（環境省告示第 94 号）

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 (3、4 略)

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（1 河川） ※2

昭和 46 年（1971 年）12 月 28 日環境庁告示第 59 号

平成 15 年（2003 年）11 月 5 日環境省告示第 123 号一部改正

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	—

ある水域に生活環境項目の環境基準を適用させる場合、知事又は政府は、その水域に当てはめる類型を指定します。（環境基本法第 16 条第 2 項）。

河川の場合、AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型があり、それぞれに定められた基準値が適用されます。

上尾市では、上流部分を除く鴨川と、綾瀬川が、類型 C の指定を受けています。

MPN …… Most Probable Number の略。最確数。培養後の大腸菌コロニーの数を確率として統計学的に表したものの。

(4) 測定項目

公共用水域の水質については、「水質汚濁防止法」(昭和45年(1970年)12月制定)の規定に基づき、昭和46年度(1971年度)以来、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目(以下「環境基準項目」という。)について測定しています。

また、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質を「要監視項目」に設定しています。

A 環境基準項目(生活環境項目と健康項目)

a)生活環境項目(10項目)

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 平成15年11月5日環境庁告示第123号一部改正

b)健康項目(26項目)

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 平成11年2月22日環境庁告示第14号改正

B 要監視項目

要監視項目及び指針値(平成21年11月30日付け、環境省水・大気環境局長通知)

公共用水域

No.	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/L以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
5	イソキサチオン	0.008mg/L以下
6	ダイアジノン	0.005mg/L以下
7	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下
8	イソプロチオラン	0.04mg/L以下
9	オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L以下
10	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下
11	プロミザミド	0.008mg/L以下
12	EPN	0.006mg/L以下
13	ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下
14	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下
15	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
16	クロルニトロフェン(CMP)	— ◆1
17	トルエン	0.6mg/L以下
18	キシレン	0.4mg/L以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
20	ニッケル	— ◆2
21	モリブデン	0.07mg/L以下
22	アンチモン	0.02mg/L以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
25	全マンガン	0.2mg/L以下
26	ウラン	0.002mg/L以下

地下水

No.	項目	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/L以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
3	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
4	イソキサチオン	0.008mg/L以下
5	ダイアジノン	0.005mg/L以下
6	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下
7	イソプロチオラン	0.04mg/L以下
8	オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L以下
9	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下
10	プロミザミド	0.008mg/L以下
11	EPN	0.006mg/L以下
12	ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下
13	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下
14	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
15	クロルニトロフェン(CMP)	— ◆1
16	トルエン	0.6mg/L以下
17	キシレン	0.4mg/L以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
19	ニッケル	— ◆2
20	モリブデン	0.07mg/L以下
21	アンチモン	0.02mg/L以下
22	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
23	全マンガン	0.2mg/L以下
24	ウラン	0.002mg/L以下

※「No.」は、本環境白書の編集に際し、便宜上、付したものです。

◆1 平成6年3月15日 環水管第43号により、指針値削除

◆2 平成11年2月22日 環水企第58号及び環水管第49号により、指針値削除

水生生物保全に係る要監視項目（平成15年11月、追加）

有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された。（平成15年11月5日付け環水企発 第031105001号及び環水管発第031105001号、環境省水環境部長通知。）

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下

(5) 上尾市内の河川と水質調査地点

番号	河川名等	調査地点	河川 類型
①	芝川（都市下水路）	菅谷字西中通 433 番地先（上流①）	
②	芝川（都市下水路）	上郷橋（上流②）	
③	芝川（都市下水路）	道三橋（中流）	
④	芝川（都市下水路）	日の出橋（下流）	
⑤	原市沼川	上平橋	
⑥	原市沼川	境橋	
⑦	綾瀬川	立合橋	C
⑧	尾山台都市下水路	瓦葺 2868 番地先	
⑨	瓦葺都市下水路	国道 16 号脇	
⑩	鴨川（都市下水路）	鴨川中央公園脇（上流）	
⑪	鴨川	富士見橋（中流）	C
⑫	鴨川	山の下歩道橋（下流）	C
⑬	江川	滝ノ宮橋	
⑭	江川	宮下樋管	
⑮	浅間川	戸崎橋より下流、鴨川合流手前	
⑯	丸山都市下水路	八塚樋管	
⑰	上尾中堀川	貝殻樋管	



(6) 測定結果

各河川の水質調査の結果、生活環境項目及び健康項目にかかる環境基準達成状況は、以下のとおりです。(資料編 6～39 ページも併せてご覧ください。)

①生活環境項目の環境基準達成状況

平成 20 年度 達成率 100 % (前年度 100%) 環境基準超過物質 無し
 平成 21 年度 達成率 83.3% (前年度 100%) 環境基準超過物質

番号	河川名	調査地点	河川 類型	年度 平成 (西暦)	生活環境項目適合状況			
					pH	DO	BOD	SS
⑦	綾瀬川	立合橋	C	20 (2008)	○	○	○	○
				21 (2009)	○	○	○	○
⑪	鴨川	富士見橋	C	20 (2008)	○	○	○	○
				21 (2009)	○	○	×	○
⑫	鴨川	山の下歩道橋	C	20 (2008)	○	○	○	○
				21 (2009)	○	×	○	○

② 健康項目の環境基準の達成状況

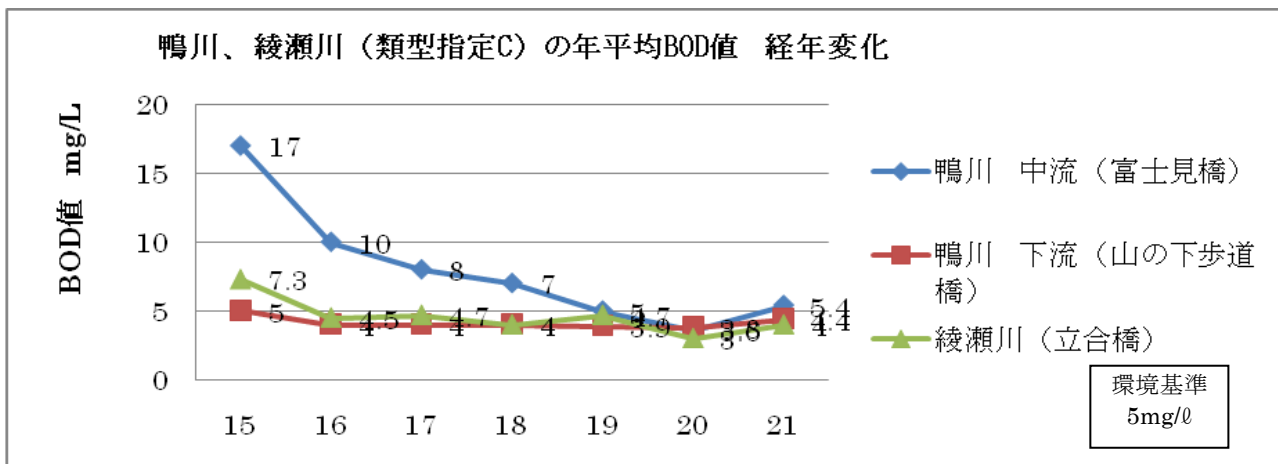
平成 20 年度 達成率 100 % (前年度 98.4%) 環境基準超過物質 無し
 平成 21 年度 達成率 100 % (前年度 100 %) 環境基準超過物質 無し

番号	河川名	調査地点	河川 類型	適合割合		不適合 項目 と量
				平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	
⑤	原市沼川	上平橋		100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—
⑥		境橋		100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—
⑦	綾瀬川	立合橋	C	100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—
⑪	鴨川	富士見橋 (中流)	C	100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—
⑫		山の下歩道橋 (下流)	C	100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—
⑬	江川	滝ノ宮橋		100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—
⑭		宮下樋管		100% (6 項目 / 6 項目)	100% (6 項目 / 6 項目)	—

③河川・都市下水路ごとの年平均 BOD 値の経年変化

市内河川 (類型指定 C) の年平均 BOD 値 経年変化

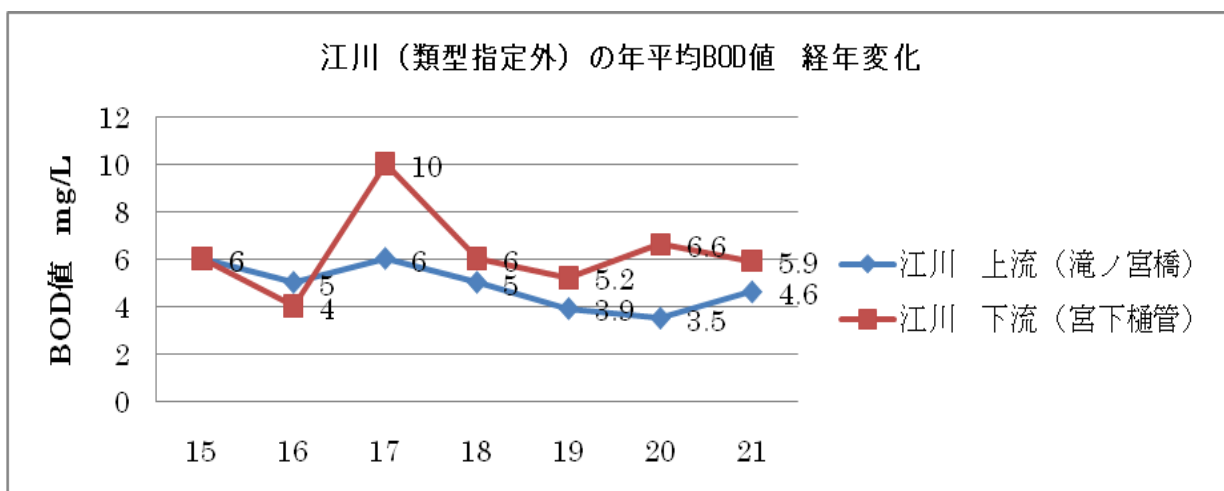
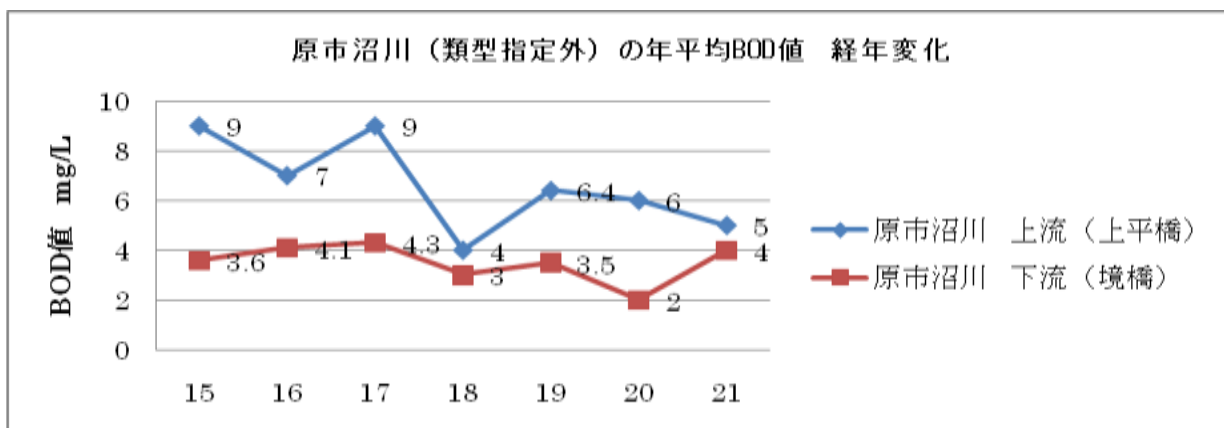
↓調査地点	調査年度 (平成) →	15	16	17	18	19	20	21
鴨川 中流 (富士見橋)		17	10	8	7	5	3.6	5.4
鴨川 下流 (山の下歩道橋)		5	4	4	4	3.9	3.8	4.4
綾瀬川 (立合橋)		7.3	4.5	4.7	4	5.7	3.8	4.4



市内河川（類型指定外）の年平均 BOD 値 経年変化

↓調査地点	調査年度（平成）→	15	16	17	18	19	20	21
原市沼川 上流（上平橋）		9	7	9	4	6.4	6	5
原市沼川 下流（境橋）		3.6	4.1	4.3	3	3.5	2	4
江川 上流（滝ノ宮橋）		6	5	6	5	3.9	3.5	4.6
江川 下流（宮下樋管）		6	4	10	6	5.2	6.6	5.9

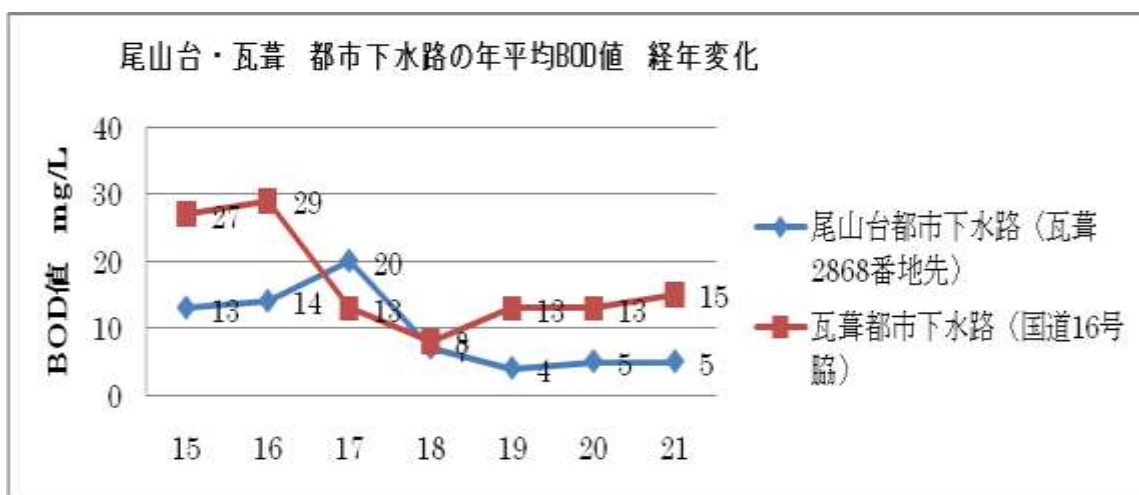
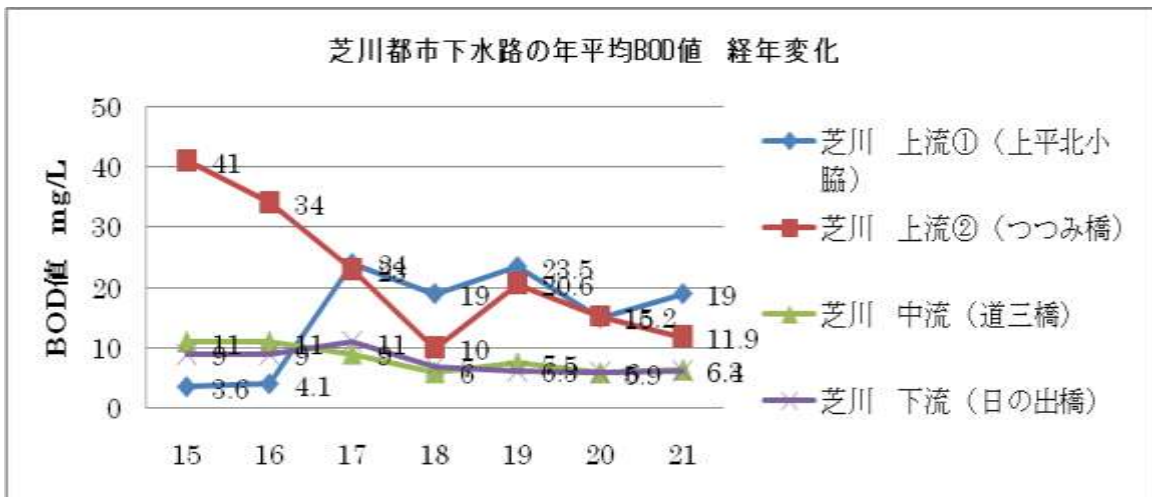
BOD 値 mg/l



市内都市下水路（東側）の年平均 BOD 値 経年変化

BOD 値 mg/l

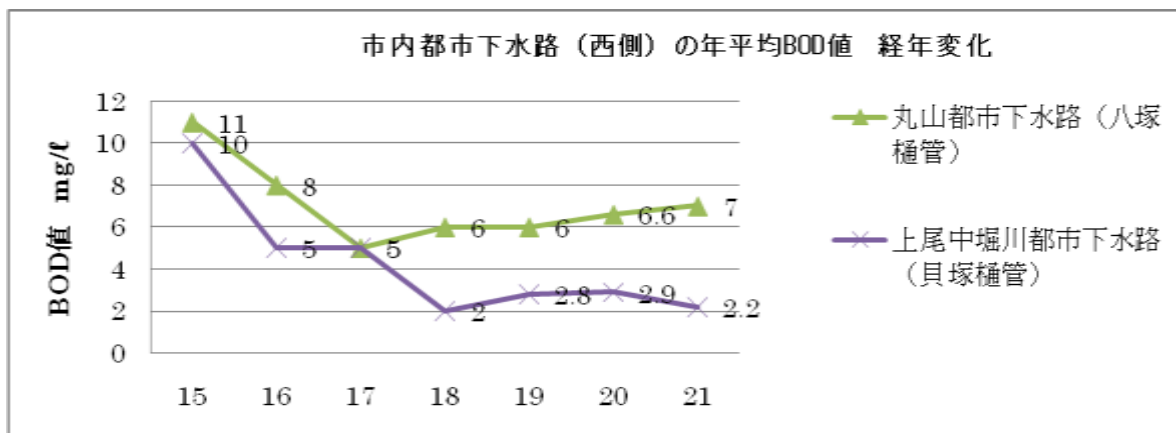
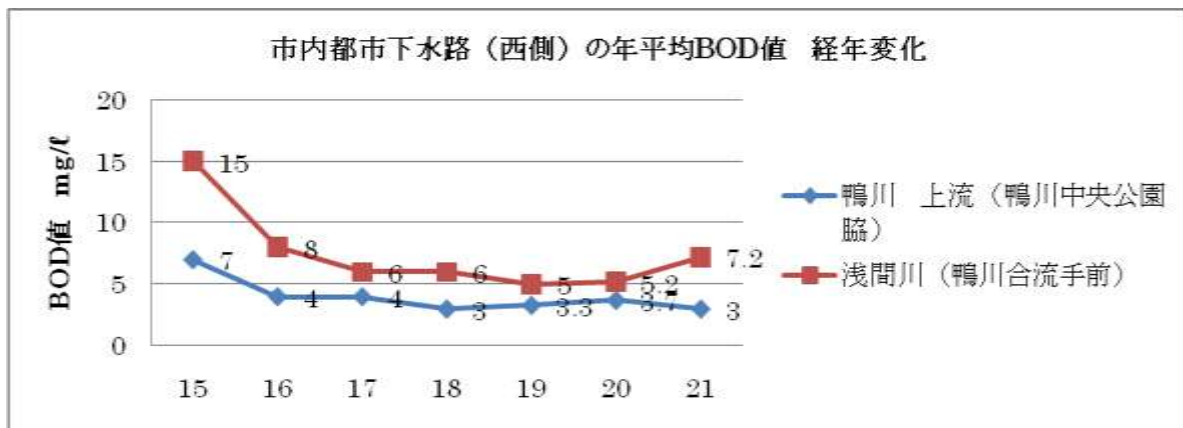
↓調査地点	調査年度（平成）→	15	16	17	18	19	20	21
芝川 上流①（上平北小脇）		3.6	4.1	24	19	23.5	15	19
芝川 上流②（つつみ橋）		41	34	23	10	20.6	15.2	11.9
芝川 中流（道三橋）		11	11	9	6	7.5	5.9	6.4
芝川 下流（日の出橋）		9	9	11	7	6.3	6	6.3
尾山台都市下水路（瓦葺 2868 番地先）		13	14	20	7	4	5	5
瓦葺都市下水路（国道 16 号脇）		27	29	13	8	13	13	15



市内都市下水路（西側）の年平均 BOD 値 経年変化

BOD 値 mg/l

↓調査地点	調査年度(年度)→	15	16	17	18	19	20	21
鴨川 上流(鴨川中央公園脇)		7	4	4	3	3.3	3.7	3.0
浅間川(鴨川合流手前)		15	8	6	6	5	5.2	7.2
丸山都市下水路(八塚樋管)		11	8	5	6	6	6.6	7
上尾中堀川都市下水路(貝塚樋管)		10	5	5	2	2.8	2.9	2.2



(7) 水質汚濁に関する苦情件数

調査年度(平成)→	15	16	17	18	19	20	21
水質汚濁に関する苦情件数	5	4	4	9	8	4	3

(資料:生活環境課)

(8) 水質汚濁に関する改善対策

① 健康項目

健康項目については、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場に対する排水規制の強化等により、環境基準をほぼ達成しています。

今後とも、公共用水域等の水質の監視を継続し、その結果を踏まえ、環境基準の達成・維持に向け、水質の保全を図ります。

② 生活環境項目

生活環境項目については、水質汚濁防止法に基づく排水規制や、下水道等の排水処理施設を整備してきましたが、有機汚濁(BOD 又は COD)や、それと密接に関わる全窒素及び全磷による水質汚濁の改善には、引き続き努力が必要です。

5-4-3 悪臭の防止

(1) 悪臭の概要

悪臭の発生源は、食品製造業、化学工業、印刷業等さまざまな原因が考えられます。

昭和 40 年代頃から、従来受忍してきたにおいを悪臭と感じるようになり、また、養豚場や養鶏場、牧場などの施設の近隣に住居が建てられるようになった結果、悪臭に関する苦情が増加し、悪臭が公害として強く認識されるようになりました。

埼玉県では、悪臭防止法(昭和 46 年(1971 年)6 月 1 日制定、法律第 91 号)に基づき、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出について、3 種類の規制基準(物質濃度規制)を設けています。また、埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年 7 月 17 日制定、条例第 57 号)に基づき、悪臭規制対象業種も設けられています。

(52 頁参照)

本市は、県からの事務権限の移譲により、住民の生活環境を保全するため、敷地境界における規制基準として、住居が集合している地域、農業振興地域、工業・工業専用地域別に特定悪臭物質の規制地域の指定及び物質濃度規制を行なっています。

不快なおいの原因となるおそれのある物質(22 種類)を特定悪臭物質として、下表のとおり規制基準を設けています。

(2) 悪臭にかかる規制基準

① 敷地境界における規制基準

悪臭防止法施行規則 別表第一

(単位：ppm)

	区域の区分	A区域	B区域	C区域
	特定悪臭物質			
1	アンモニア	1	1	2
2	メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
3	硫化水素	0.02	0.02	0.06
4	硫化メチル	0.01	0.01	0.05
5	二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
6	トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
7	アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
13	イソブタノール	0.9	0.9	4
14	酢酸エチル	3	3	7
15	メチルイソブチルケトン	1	1	3
16	トルエン	10	10	30
17	スチレン	0.4	0.4	0.8
18	キシレン	1	1	2
19	プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
22	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) A区域 B区域及びC区域を除いた市内全域
- (2) B区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
- (3) C区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

② 煙突の排出口における規制基準（13 物質）

次の 13 物質について設定され、基準は、敷地境界の基準を用いて悪臭防止法規
則第 3 条に定める換算式により算出します。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、
イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢
酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

③ 排水中の規制基準（4 物質）

物質名	排水の流量 (m ³ /s)	排水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化エチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

(3) 埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年（2001 年）制定）による悪臭規制

① 規制対象業種（13 業種）

1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・紙加工品製造業（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。）
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。）
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る。）
12	一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）
13	輸送用機械器具（塗装工程を有するものに限る。）

② 規制基準

許容限度 地域の区分	敷地境界線	気体排出口
下記以外 の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

※臭気濃度 ある臭気を無臭の空気で希釈し、臭わなくなった時の希釈倍数のこと。三点比較式臭袋法により測定する。

(4) 悪臭に関する苦情件数

年度 (平成) (西暦)	悪臭に関する苦情件数
15 (2003)	54
16 (2004)	61
17 (2005)	59
18 (2006)	67
19 (2007)	62
20 (2008)	62
21 (2009)	49

(5) 悪臭にかかる改善対策

本市では、悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り 指導を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例の規定に基づき、廃棄物の野外焼却（野焼き）などを行わないよう、適正な処理をお願いしています。

(担当：生活環境課)

5-4-4 騒音・振動の防止

(1) 騒音・振動の概要

騒音・振動の主な発生原因としては、道路交通、鉄道等の交通機関、工場、事業場によるもの、建設・解体作業によるもののほか、エアコン室外機、湯沸かし器、自動車のアイドリングなどによるものや、飲食店営業に係るものなどがあります。

騒音規制法および振動規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容範囲を定め（騒音規制法）、また、道路交通振動に係る要請の措置を定めています（振動規制法）。

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設で政令及び県施行規則で定める施設を「特定施設」及び「指定施設」といいます。市内において工場又は事業場に特定施設等を設置しようとする者は、設置工事の開始30日前までに、市長に届け出る必要があります。

このような騒音・振動については、騒音規制法および振動規制法により、一定の基準が設けられています。本市は、埼玉県からの事務権限移譲により、規制基準を設定し、それに基づく区域を指定しています。

近隣騒音のうち、飲食店営業に係る深夜における騒音、拡声器を使用する放送に係る騒音については県条例により規制されますが、一般家庭におけるピアノなど楽器による音やペットの鳴き声などの“生活騒音”は、規制になじみません。住民一人ひとりの近隣への気配りや、生活マナーの向上が求められています。

(担当：生活環境課)

①騒音とは

騒音とは、安眠休養を妨害する音、頭痛やイライラなど生理的障害を起こす音、仕事や勉強の能率を低下させる音等の総称です。

日常生活で「静かだ」と感じるのは 45dB（デシベル）以下、望ましい音のレベルは 40～60dB であるといわれています。

【感覚的な騒音レベル（例）】

dB	感覚
0dB	普通の人に聞こえる一番小さな音
20dB	ささやき、木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1m）
30dB	ささやき声、郊外の深夜
40dB	図書館内、市内の深夜、静かな住宅街の昼、こおろぎの声
50dB	静かな事務所、エアコンの室外機
60dB	普通の会話、チャイム、静かな乗用車の中
70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、掃除機
80dB	電車や地下鉄の車内、ピアノ（正面 1m）、会話が聞き取れない
90dB	イヌの鳴き声、建設工事現場、大声による独唱、カラオケ（店内客席中央）
100dB	電車が通る時のガードの下、自動車のクラクション
110dB	自動車のクラクション（前方 2m）、リベット打ち
120dB	飛行機のプロペラエンジンの近く、近くの雷鳴
140dB	ジェットエンジンの近く

②振動とは

公害問題とされる振動とは、工場の操業・建設工事・交通機関等による、人為的に発生する振動のことをいいます。

【感覚的な振動レベル（例）】

dB	感覚
55dB 未満	無感
55dB～65dB	微震 静止している人だけに感じる
65dB～75dB	軽震 一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75dB～85dB	弱震 家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる
85dB～95dB	中震 家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる
95dB～105dB	強震 家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる
105dB～110dB	烈震 木造家屋の 30%以下が倒壊する
110dB 超	激震 木造家屋の 30%以上が倒壊する

(2) 騒音にかかる環境基準

環境基準は、騒音については定められていますが、振動については定められていません。

【騒音に係る環境基準（一般）】

地域の種類		昼	夜間
		6:00AM~10:00PM	10:00PM~6:00AM
A地域	第1種低層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B地域	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定の無い地域		
C地域	近隣商業地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

※ 工業専用地域については適用しません。

○振動規制法第3条の規制に関する基準に基づく区域の指定

(平成14年4月1日 上尾市告示第78号)

平成14年上尾市告示第77号(振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定並びに同法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定)により指定した地域のうち次に掲げる地域又は区域

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域

(2) 前号の規定する地域以外の地域であって、次に掲げる施設の周囲おおむね80メートル以内の区域

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(3) 騒音にかかる規制基準

【工場・事業場等の騒音規制基準】

工場・事業場等の騒音規制基準 単位：dB（デシベル）		朝	昼	夕方	夜間
		6:00AM ～8:00AM	8:00AM ～7:00PM	7:00PM ～10:00PM	10:00PM ～6:00AM
1種	第1種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
2種	第1種住居地域	50	55	50	45
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定の無い地域				
	都市計画区域外				
3種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
4種	工業地域	65	70	65	60
	工業専用地域（一部地域）				

【工場・事業場等の振動規制基準】

工場・事業場等の振動規制基準 単位：dB（デシベル）		昼	夜間
		8:00AM ～7:00PM	7:00PM ～8:00AM
1 種	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定の無い地域		
	都市計画区域外（一部地域） ※上尾市該当無し		
2 種	近隣商業地域	65	60
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

※1 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。
 ※2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めて
 いますが、一部異なる地域があります。
 ※3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね
 50mの区域内は、騒音の1種区域を除き、当該値から5dB減じた値とします。

騒音規制法・振動規制法

【特定施設（日本標準商品分類を参考に分類しています。）】

騒音	振動
<p>1 金属加工機械 ※</p> <p>イ 圧延機会(定格出力合計が 22.5kW 以上)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシーン (ロール式、定格出力が 3.75kW 以上)</p> <p>ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス (呼び加圧能力 294 キロニュートン以上)</p> <p>ヘ せん断機(定格出力 3.75kW 以上)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト(タンブラスト以外のもので 密閉式を除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機(といしを用いるものに限る。)</p>	<p>1 金属加工機械 ※</p> <p>イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機(定格出力 1kW 以上)</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーミングマシン (定格出力 37.5kW 以上)</p>
<p>2 空気圧縮機及び送風機(定格出力 7.5 kW 以上)</p>	<p>2 圧縮機(定格出力 7.5kW 以上)</p>
<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5 kW 以上)</p>	<p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(定格出力 7.5kW 以上)</p>
<p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p>	<p>4 織機(原動機を用いるものに限る。)</p>
<p>5 建設用資材製造機械 ※</p> <p>イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く、 混練容量 0.45 m³以上)</p> <p>ロ アスファルトプラント (混練容量 200kg 以上)</p>	<p>5 コンクリートブロックマシン (定格出力の合計 2.95kW 以上)、 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(定格出力の合計 10kW 以上)</p>
<p>6 穀物用製粉機 (ロール式、定格出力 7.5kW 以上)</p>	

騒 音	振 動
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力 2.25kW 以上） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用：定格出力 15kW 以上、木工用：定格出力 2.25kW 以上） ホ 丸のご盤（製材用：定格出力 15kW 以上、木工用：定格出力 2.25kW 以上） ヘ かな盤（定格出力 2.25kW 以上）	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力 2.2kW 以上）
8 抄紙機	
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	7 印刷機械（定格出力 2.2kW 以上）
10 合成樹脂用射出成形機	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30kW 以上のものに限る。）
	9 合成樹脂用射出成形機
11 鋳型造型機 ※（ジョルト式のものに限る。）	10 鋳型造型機 ※（ジョルト式のものに限る。）

※印の施設をもつ工場・事業場は、公害防止主任者等（施設によっては公害防止管理者等）を選任する必要があります。

埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年制定）に基づく
指定騒音・振動施設、指定騒音作業一覧

【指定騒音・振動施設】

	施設の種類
騒音に係る 指定施設	木材加工機械 帯のご盤 丸のご盤 かんな盤
	合成樹脂用の粉砕機
	ペレタイザー
	コルゲートマシン
	シェイクアウトマシン
	ダイカスト機 冷却塔（原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る。）
振動に係る 指定施設	シェイクアウトマシン
	オシレイティングコンベア

【指定騒音作業】

別表第三（埼玉県生活環境保全条例第 49 条関係）

	作業の種類
指定騒音作業	業として金属板（厚さ 0.5mm 以上のものに限る。）のつち打加工を行う作業
	業としてハンドグラインダーを使用する作業
	業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

(4) 自動車騒音・振動の防止

市内の道路は、国道 17 号が市中央部を南北に、国道 16 号が瓦葺地区を東西に走っています。また、県道は 12 線を数えます。

本市では、毎年、国道 17 号、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線において、自動車騒音と振動の測定を行なっています。

騒音については、騒音規制法により、道路の規模や地域によって、(7)で示した「騒音に係る環境基準（一般）」のほか、「道路に面する地域の環境基準」があり（(10)を参照）、さらに、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的に「要請限度」が定められています（(11)を参照）。

なお、次に該当する地域は、一般地域の環境基準によらず、次の表があてはまりません。

(5) 道路に面する地域の環境基準

【道路に面する地域の環境基準】

地域の区分	昼	夜間
	6:00AM～ 10:00PM	10:00PM～ 6:00AM
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

※ 車線とは……
一縦列の自動車を安全かつ円滑に走行するために設けられる帯状の車道部分のこと。（道路構造令第2条）

本市が測定している3地点(国道17号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、
要地方道さいたま・菖蒲線)については、前ページの表によらず、次の表が適用
されます。

【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)】

地域の区分	昼	夜間
	6:00AM～ 10:00PM	10:00PM～ 6:00AM
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

- ※1 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいいます。
- 2 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

(6) 要請限度

要請限度とは、自治体による騒音の測定の結果、所定の値を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められた場合、埼玉県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を行うよう要請することができる騒音の値のことをいい、環境基準とは異なります。

要請限度は、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令により規定されています。

本市が測定している 3 地点(国道 17 号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主
主要地方道さいたま・菖蒲線)において、騒音に係る要請限度は次の表の「3」に該
当します。

【自動車交通騒音に係る要請限度（騒音規制法第 17 条第 1 項）】

区域の区分		昼	夜間
		6:00AM～ 10:00PM	10:00PM～ 6:00AM
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

備考 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として埼玉県知事が定めた区域をいいます。

a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

振動については、振動規制法によって要請限度が定められています。

本市が測定している3地点（国道17号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）において、振動に係る要請限度は次の表の「第1種区域」に該当します。

【道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条第1項）】

区域の区分		昼	夜間
		8:00AM～ 7:00PM	7:00PM～ 8:00AM
第1種区域	道路交通振動の1種区域は騒音規制法による1、2種区域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	道路交通振動の2種区域は騒音規制法による3、4種区域	70dB以下	65dB以下

(7) 自動車交通騒音・振動の測定結果 (資料：生活環境課)

① 国道17号

測定地点	上尾市上町二丁目14番19号(上尾市役所別館前)
測定月日	平成20年12月15日(月)10:00AM~16日(火)10:00AM (2008年)
用途地域	準住居地域

(単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L10)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	69	70	69	70	56	57
比較	○	○	○	×	○	○

平成20年度は、夜間の騒音について、環境基準を満たしていませんでした。

測定地点	上尾市上町二丁目14番19号(上尾市役所別館前)
測定月日	平成21年12月15日(火)10:00AM~16日(水)10:00AM (2009年)
用途地域	準住居地域

(単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L10)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	69	70	69	70	55	57
比較	○	○	○	×	○	○

平成21年度は、夜間の騒音について、環境基準を満たしていませんでした。

② 主要地方道さいたま・栗橋線

測定地点	上尾市大字原市 3420 番地 4 (原市ポンプ場)
測定月日	平成 20 年 12 月 11 日 (木) 10:00AM~12 日 (金) 10:00AM (2008 年)
用途地域	準住居地域

(単位：dB)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	67	66	67	66	60	60
比 較	○	○	○	×	○	○

平成 20 年度の調査では、夜間の騒音について環境基準を満たしていませんでした。

測定地点	上尾市大字原市 3420 番地 4 (原市ポンプ場)
測定月日	平成 21 年 12 月 8 日 (火) 10:00AM~ 9 日 (水) 10:00AM (2009 年)
用途地域	準住居地域

(単位：dB)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	67	63	67	63	48	46
比 較	○	○	○	○	○	○

平成 21 年度の調査では、全時間帯で騒音の環境基準を満たしていました。

③ 主要地方道さいたま・菖蒲線

測定地点	上尾市大字原市 4169 番地 3 (原市集会所脇)
測定月日	平成 20 年 12 月 8 日 (月) 10:00AM~9 日 (火) 10:00AM (2008 年)
用途地域	第 2 種住居地域

(単位: dB)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00) 75	夜間 (22:00~6:00) 70	昼間 (6:00~22:00) 70	夜間 (22:00~6:00) 65	昼間 (8:00~19:00) 65	夜間 (19:00~8:00) 60
測定結果	72	68	72	68	48	45
比 較	○	○	×	×	○	○

平成 20 年度の調査では、昼間・夜間とも、騒音の環境基準を満たしていませんでした。

測定地点	上尾市大字原市 4169 番地 3 (原市集会所脇)
測定月日	平成 21 年 12 月 10 日 (木) 10:00AM~ 11 日 (金) 10:00AM (2009 年)
用途地域	第 2 種住居地域

(単位: dB)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00) 75	夜間 (22:00~6:00) 70	昼間 (6:00~22:00) 70	夜間 (22:00~6:00) 65	昼間 (8:00~19:00) 65	夜間 (19:00~8:00) 60
測定結果	67	66	67	66	59	59
比 較	○	○	○	×	○	○

平成 21 年度の調査では、夜間の騒音の環境基準を満たしていませんでした。

(8) 深夜営業等の騒音規制

① 飲食店等における騒音規制

近隣騒音は、生活環境の変化などによって多種多様となり、社会問題となっています。

商業宣伝を目的とした拡声機騒音、換気扇や空調機による騒音のほか、深夜営業の飲食店におけるカラオケ等の騒音があります。原因としては、カラオケ機器の普及や店舗が木造構造で防音設備が不完全であること、営業時間が深夜・早朝まで及ぶこと、住宅地に多く乱立していること等があげられます。

また、カラオケ以外にも「客の話し声」や「ドアの開閉音」、「自動車の発着音」等も問題となっています。

「埼玉県生活環境保全条例」による深夜(※)営業騒音の規制対象営業と規制基準は、下表のとおりです。

※ 深夜とは、「午後 10 時から翌日午前 6 時まで」をいう。

【深夜営業騒音の規制対象営業（県内全域）】

1	飲食店営業
2	喫茶店営業
3	ボーリング場営業
4	バッティングセンター営業
5	ゴルフ練習場営業
6	小売店営業（店舗面積が 500 m ² 以上）
7	公衆浴場営業（保養を目的とするもの）

【深夜営業騒音の規制基準】

(単位：dB)

規制区域	時間区分
	10:00PM～翌日 6:00AM
第 1 種低層住居専用地域	45
第 2 種低層住居専用地域	
第 1 種中高層住居専用地域	
第 2 種中高層住居専用地域	
第 1 種住居地域	
第 2 種住居地域	
準住居地域	
用途地域の指定の無い地域	
都市計画区域外	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

② 深夜営業での使用禁止対象機器

さらに深夜営業騒音の規制対象営業を行っていて、音響機器の使用禁止とされている区域内で、深夜(午後 11 時から翌日午前 6 時まで)営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは、県条例で禁止されています。(埼玉県生活環境保全条例第 66 条)

ただし、音響機器から発生する音が外部に漏れない場合は除かれます。

使用禁止となる音響機器

深夜営業で使用禁止となる機器 (県内全域)	
1	カラオケ装置
2	ステレオセットその他の音声機器
3	拡声装置
4	録音・再生装置
5	有線ラジオ放送装置 (受信装置に限る)
6	楽器

【深夜規制対象営業で深夜音響機器の使用禁止となる区域 (県内全域)】

規制区域
第 1 種低層住居専用地域
第 2 種低層住居専用地域
第 1 種中高層住居専用地域
第 2 種中高層住居専用地域
第 1 種住居地域
第 2 種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
準工業地域
用途地域の指定の無い地域
都市計画区域外

(9) 深夜営業騒音に関する事前指導件数

本市では保健所で行う営業許可に際し、許可申請時において保健所と連携をとり、カラオケ機器等を使用する飲食店に対し、条例内容の説明と防音等にかかる事前指導をしています。

【深夜営業騒音に関する事前指導件数】

年度(平成) (西暦)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
件数	15	16	13	15	17	24	6

(資料：生活環境課)

(10) 騒音に関する苦情件数

年度(平成) (西暦)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
件数	55	48	46	43	45	22	19

(資料：生活環境課)

(11) 振動に関する苦情件数

年度(平成) (西暦)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
件数	5	0	2	6	9	4	4

(資料：生活環境課)

(12) 新幹線の騒音・振動について

新幹線の騒音・振動に関しては、埼玉県（水環境課）が、基礎データを得る目的で測定を行っています。

測定方法等に関しては、環境基準（「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」昭和50年7月29日環境庁告示第46号）及び新幹線の振動に関する指針値（「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」昭和51年3月12日環大特第32号）に準拠しています。

【新幹線の騒音・振動 測定区域】

新幹線名	測定区域	測定地点	大宮駅からの距離	地域類型	騒音環境基準	振動指針値
東北新幹線	上り側	原市（ニューシャトル沼南駅前）	7.3km	I	70dB 以下	
上越新幹線	下り側	原市 2079 番地	7.6km	住居系地域		

【新幹線の騒音・振動 測定区域】

平成 20 年度（2008 年度）

			騒音レベル			振動レベル	
			測定地点			測定地点	
新幹線名	騒音環境基準	振動指針値	25m	50m	100m	25m	測定年月日
東北新幹線	70dB 以下		77dB	73dB	—	51dB	平成 20 年 6 月 6 日 (2008 年)
上越新幹線			70dB	70dB	68dB	53dB	平成 20 年 7 月 4 日 (2008 年)

平成 21 年度（2009 年度）

			騒音レベル			振動レベル	
			測定地点			測定地点	
新幹線名	騒音環境基準	振動指針値	25m	50m	100m	25m	測定年月日
東北新幹線	70dB 以下		77dB	73dB	—	51dB	平成 21 年 5 月 11 日 (2009 年)
上越新幹線			70dB	71dB	70dB	51dB	平成 21 年 12 月 17 日 (2009 年)

(資料：生活環境課)

5-4-5 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の概要

地盤沈下とは、地表面が沈下する現象のことであり、環境基本法による典型7公害のひとつです。地殻変動や堆積物の収縮による自然沈下のほか、地下水の過剰揚水による地層の収縮から起こるものがあります。

地下水は雨水や河川水等が地下に浸透することによって補給されますが、補給される量以上の揚水が行われると地盤沈下の要因となります。

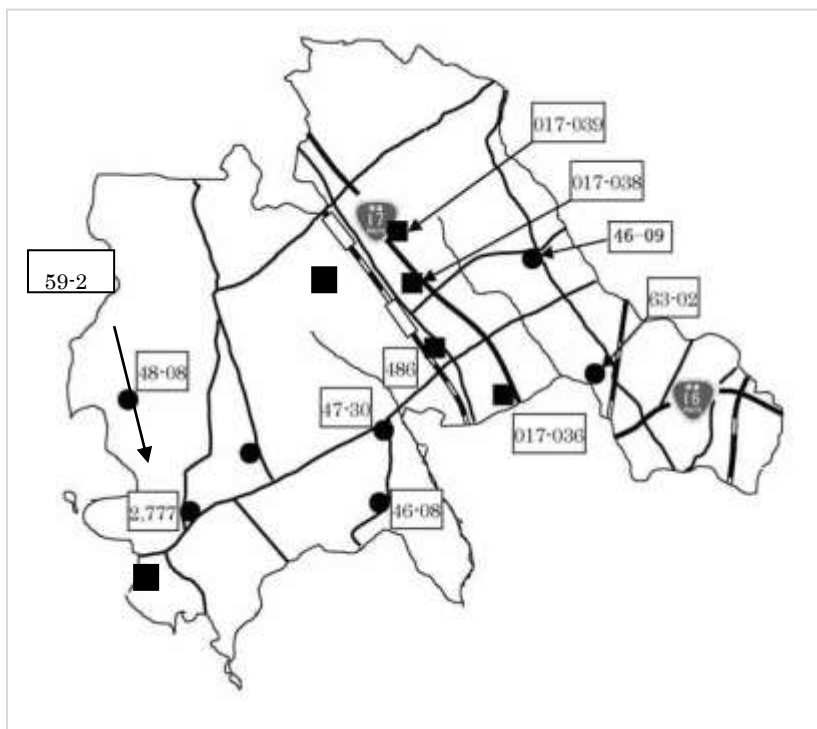
地盤沈下は、他の公害とは異なり比較的緩やかに進行するため、その現象が直接人体に感じられることは稀で、調査して初めて判明することが多く、また、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはありませんのが特徴です。

地盤沈下による直接的な被害としては、道路や地表のひび割れ、上下水道等の地下配管の破損、建物の段差の発生などがあります。間接的な被害としては、地表面と河川や排水路の水面との高低差が無くなることにより排水が著しく悪化し、少しの雨量で浸水被害が発生することなどが挙げられます。

本市における地盤沈下については、県が昭和46年度から観測を行っています。

現在、市内10か所に水準点があり、調査が行われています。

【水準基標配置図】



凡 例

- 国土地理院水準基標
- 埼玉県水準基標

地盤沈下に係る調査結果は、次のとおりです。
近年は急激な沈下は見られなくなったものの、沈下は進行しています。

精密水準測量成果表

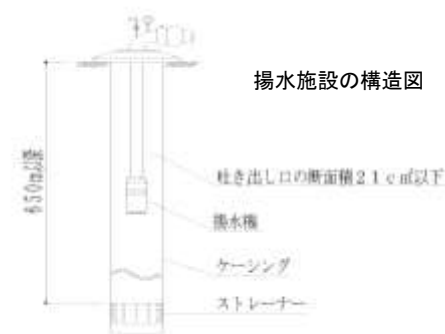
基標番号	所在地		年度別変動量(mm)							過去5年間の 変動量 H17.1.1 ~ H22.1.1	調査開始年 からの変動量 (mm)	真高 (T.P.) (m)	備考
	町(字)名	調査 開始 年月日	H15.1.1 ~ H16.1.1	H16.1.1 ~ H17.1.1	H17.1.1 ~ H18.1.1	H18.1.1 ~ H19.1.1	H19.1.1 ~ H20.1.1	H20.1.1 ~ H21.1.1	H21.1.1 ~ H22.1.1				
46-09	平塚	S47.1.1	5	-6	0	-3	-6	+3	+2	-3	-174	15.254	
017-036	日の出	S47.1.1	5	-3	-4	-1	-3	0	+3	-5	-156	16.443	*
017-038	上町	S47.1.1	6	-5	-4	-2	-5	+2	+2	-7	-270	16.385	*
486	愛宕	S47.1.1	5	-4	-5	-1	-4	+1	+2	-7	-206	16.345	*
仮 017-039	緑丘	H11.1.1	7	-2	-3	-2	-8	+2	+2	-8	-25	17.953	*H10 年度より 仮点
63-02	原市	S64.1.1	7	-9	2	-3	-4	+1	+3	-1	-31	14.319	
46-08	中新井	H16.1.1		-3	-4	-3	-1	-1	+2	-7	-10	12.899	
47-30	大谷本郷	H16.1.1		-3	-4	-2	-3	0	+2	-7	-10	13.043	
48-08	畔吉	H17.1.1			-19	1	-13	0	-4		-34	10.446	H17年 工事影 響
2777	平方	H17.1.1			-1	-5	-4	+3	-2	-9	-9	14.888	*

(資料：生活環境課)

(2) 揚水対策

本市は、埼玉県生活環境保全条例の地下水の採取に関する規制（工業用水、建築物用水）指定地域となっており、県（水環境課）が地下水の採取規制を行っています。このため、揚水施設の吐き出し口の断面積が6c㎡を超えるものは許可制となっております。図のとおり許可基準が定められています。

また、許可対象外の揚水についても、新設の抑制、井戸の規模縮小、上水道への転換、汲上げ量の削減等について指導しています。



【上尾市の用途別地下水揚水量の推移（揚水量の単位：m³/日）】

年度 (平成) (西暦)	水道用		建築物用		工業用		合計	
	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数
15 (2003)	18,654	30	1,011	18	10,795	65	30,460	113
16 (2004)	19,868	30	925	22	10,873	66	31,666	118
17 (2005)	18,318	30	968	23	10,573	62	29,859	115
18 (2006)	17,618	30	940	21	9,449	61	28,007	112
19 (2007)	15,926	30	1,311	21	9,604	61	26,841	112
20 (2008)	14,563	30	333	21	8,939	62	23,836	113
21 (2009)	13,258	30	811	23	7,346	64	21,415	117

(資料:生活環境課)

(3) 地盤沈下・地下揚水に関する苦情件数

年度（平成） （西暦）	15 （2003）	16 （2004）	17 （2005）	18 （2006）	19 （2007）	20 （2008）	21 （2009）
件数	0	0	0	0	0	0	0

（資料：生活環境課）

(4) 地盤沈下に関する問い合わせ先

埼玉県中央環境管理事務所

さいたま市浦和区北浦和五丁目6番5号

埼玉県浦和合同庁舎3階 〒330-0074

交通：JR京浜東北線 北浦和駅西口から徒歩10分

TEL：048-822-5199

FAX：048-822-5139

E-mail：p225199@pref.saitama.lg.jp



5-4-6 ダイオキシン類による汚染の防止

(1) ダイオキシン類による汚染の概要

本市は、市内における環境中のダイオキシン類の現況を把握することを目的に、大気、河川水について調査を実施しています。

ダイオキシン類は、常温で無色の固体であり、蒸発しにくく、水には溶けにくい。油脂類には溶けやすい性質があります。他の化学物質、酸、アルカリなどと反応せず、自然に分解されにくい。太陽からの紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

主に廃棄物の焼却処理過程において発生するほか、金属精錬施設、自動車の排ガス、たばこの煙などからも発生します。また、山火事や火山活動などの自然現象などによっても発生します。

ダイオキシン類は脂肪分の多い魚、肉、乳製品、卵などに含まれやすく、人体への取り込み量の7~9割は魚、肉、乳製品、卵に由来していると言われています。

ダイオキシン類は一度体内に入ると、そのほとんどは長い間、脂肪に蓄積されます。ごくわずかな量が、分解され、体の外に排出されますが、その速度は非常に遅く、ヒトの場合、半分の量になるのに約7年かかるとされています。

平成14年(2002年)12月からは埼玉県生活環境保全条例により、事業所はもちろん、家庭用の小型焼却炉についても構造基準が厳しくなっています。

(2) ダイオキシン類による汚染にかかる環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)で定める環境基準は、以下のとおりです。

大気	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
河川水・地下水	年平均値 1 pg-TEQ/L 以下
河川底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下 (ただし、環境基準を達成していても 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとしています。)

※TEQ (Toxic Equivalent 毒性等量) = 最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを示す表示です。

(3) ダイオキシン類による汚染を表す単位 (微量物質を表す単位)

【重さを測る場合の単位】		
k g	キログラム	
g	グラム	
m g	ミリグラム	10^{-3} g (1 千分の 1 グラム)
$\mu \text{ g}$	マイクログラム	10^{-6} g (100 万分の 1 グラム)
n g	ナノグラム	10^{-9} g (10 億分の 1 グラム)
p g	ピコグラム	10^{-12} g (1 兆分の 1 グラム)
f g	フェムトグラム	10^{-15} g (1000 兆分の 1 グラム)

【濃度を測る場合の単位】		
p p m	$\mu \text{ g} / \text{g}$	100 万分の 1
p p b	n g / g	10 億分の 1
p p t	p g / g	1 兆分の 1
p p q	f g / g	1000 兆分の 1

(4) 測定結果

① 大気調査（担当：生活環境課）

調査地点	平成 20 年度調査結果 (pg-TEQ/m ³) (2008 年度)				
	春季	夏季	秋期	冬季	年平均値
上平小学校	—	0.037	—	0.064	0.051
大谷本郷自治会館	—	0.033	—	0.058	0.046
恵和園	0.058	0.13	0.22	0.23	0.16
西貝塚公民館	0.043	0.053	0.13	0.076	0.076

平成 20 年度（2008 年度）の大気調査は、上平小学校、大谷本郷自治会館で年 2 回、恵和園、西貝塚公民館で年 4 回実施しました。

調査結果は、年平均値が 0.051～0.16pg-TEQ/m³ の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法で定める大気環境基準（年平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下）を全地点で下回っていました。

調査地点	平成 21 年度調査結果 (pg-TEQ/m ³) (2009 年度)				
	春季	夏季	秋期	冬季	年平均値
上尾市水道部	—	0.013	—	0.093	0.053
原市公民館	—	0.020	—	0.086	0.053
恵和園	0.038	0.017	0.068	0.12	0.0607
西貝塚公民館	0.023	0.078	0.054	0.097	0.0505

平成 21 年度（2009 年度）の大気調査は、上尾市水道部、原市公民館で年 2 回、恵和園、西貝塚公民館で年 4 回実施しました。

調査結果は、年平均値が 0.0505～0.0607pg-TEQ/m³ の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法で定める大気環境基準（年平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下）を全地点で下回っていました。

② 河川水質調査（担当：生活環境課）

【河川水質のダイオキシン類（pg-TEQ/L）調査結果】

調査地点	平成 18 年度 (2006 年度) (11 月 6 日)	平成 19 年度 (2007 年度) (10 月 22 日)	平成 20 年度 (2008 年度) (11 月 17 日)	平成 21 年度 (2009 年度) (11 月 5 日)
鴨川（鴨川富士見親水公園）	0.055	0.046	0.033	0.028
芝川（道三橋）	0.640	0.12	0.10	0.11
原市沼川（柳津橋）	0.190	0.16	0.10	0.060
江川（宮下樋管）	0.230	0.12	0.034	0.05
河川水環境基準	1			

※TEQ (Toxic Equivalent 毒性等量) =最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを示す表示です。

【調査項目】ダイオキシン類

- ・ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

全地点で、法で定める水質環境基準を下回っていました。

③ 西貝塚環境センター煙突調査（担当：西貝塚環境センター）

西貝塚環境センターでは、900℃前後の高温燃焼と、除塵効果の高いバグフィルターの設置などにより、ダイオキシン類などの有害物質を排出しないよう努めています。

平成20年度・21年度のダイオキシン類測定結果は下表のとおりであり、すべての炉において、法で定める排出基準値（1 ng-TEQ/m³N）及び施設設計基準値を下回っていました。

【煙突から排出されるダイオキシン類】（単位：ng-TEQ/m³N）

	平成20年度 (2008年度)			平成21年度 (2009年度)		
	7、8月	12月	平均	8、9月	12月	平均
1号炉	0.045	0.074	0.060	0.120	0.090	0.105
2号炉	0.012	0.039	0.026	0.025	0.083	0.054
3号炉	0.098	0.021	0.0154	0.130	0.110	0.120
平均	0.022	0.045	0.034	0.092	0.094	0.093

- * 法の排出基準値 1.0 以下、施設設計基準値 0.5 以下
- * m³Nは 0℃・1気圧の状態の 1立方メートルを表します。

5-5 清潔なまち

5-5-1 下水道の整備 (担当：下水道課)

下水道の整備により、生活雑排水（台所や風呂、トイレからの排水）による河川等の公共水域の水質汚濁や、降雨時の浸水や悪臭の発生を防止します。

市では、区画整理事業等の都市基盤整備の進捗に合わせ、下水道の整備を進めており、下水道普及率は、平成 21 年度までに 74.0%となっています。

【下水道整備状況】

年度 (平成) (西暦)	行政区域内 人口 (人)	下水道整備 区域内人口 (人)	下水道 普及率 (%)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 (%)	下水道 処理率 (%)
15 (2003)	220,820	148,155	67.1	138,330	93.4	62.6
16 (2004)	222,029	151,092	68.1	143,084	94.7	64.4
17 (2005)	223,392	154,826	69.3	146,459	94.6	65.6
18 (2006)	224,647	158,376	70.5	147,736	93.3	65.8
19 (2007)	225,340	161,343	71.6	150,862	93.5	67.9
20 (2008)	225,891	164,449	72.8	153,925	93.6	68.1
21 (2009)	226,851	167,870	74.0	157,736	94.0	69.5

(資料：下水道課)

5-5-2 合併処理浄化槽の推進 (担当：生活環境課)

(1) 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を一緒に処理することができ、処理後の水質は公共下水道終末処理施設の排水基準（BOD20mg/l以下）と同じであることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

下水道整備区域外に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき、合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）を設置している人は、合併処理浄化槽への転換に努めなければなりません。

本市は、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に設置費用の一部を補助して います。

(2) 補助対象となる家庭用小型合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽で、BOD除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を持っているもの。

(3) 補助対象者

下水道整備区域を除く区域にあって、主に居住するための建物、または延床面積の概ね2分の1以上を居住するためのスペースとしている建物に小型合併処理浄化槽を設置する人。ただし、販売の目的で建物を建築した場合を除きます。

(4) 補助額

設置に必要な費用(本体+設置工事費)の2分の1以内、または120,000円の、 ずれか少ない額。

(5) 小型合併処理浄化槽の補助実績 (単位：件)

年度 (平成) (西暦)	5人槽	7人槽	10人槽
19 (2007)	62	34	6
20 (2008)	65	26	10
21 (2009)	40	14	3

(資料：生活環境課)

5-5-3 その他の水質保全対策（担当：河川課、環境政策課）

本市では、河川の水質保全対策として、国（国土交通省荒川上流河川事務所）や 県（埼玉県中央環境管理事務所）が所管する、

○綾瀬川ルネッサンスⅡ

○芝川・新芝川整流ルネッサンスⅡ、

○荒川・太郎右衛門地区自然再生協議会

などの事業に参加し、市民の皆さんや周辺の自治体と情報を共有しながら水質の保全について対策を進めています。



【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽】

5-6 資源を大切にすまち (担当: 西貝塚環境センター、環境政策課)

5-6-1 ごみ減量・リサイクルの推進

(1) ごみ処理の現状

市内で発生したごみは、西貝塚環境センターを拠点として処理されています。

ごみの種類ごとの収集方法及び処理等の方法は、以下のとおりです。

分類	収集方法	処理等の方法
①可燃ごみ	ステーション回収 (6分別 9品目)	環境センターの焼却処理施設で処理され、磁性物を取り除いた後の残渣は、最終処分場での埋め立てまたはセメント原料として搬出しています。 なお、焼却により得られる熱エネルギーから発電を行い、環境センター工場内の電力をまかなっており、余剰電力は売電しています。 また、隣接する「健康プラザわくわくランド」(お風呂・プール等を備えた市民交流施設)に温水を供給しています。
②金属・陶器		破碎後、磁力による選別を行い、鉄・アルミを再資源化しています。
③ペットボトル		ペットボトル結束機で結束し、全量ペットボトル再生事業者によって再資源化しています。
④空き缶		空き缶選別プレス機によりスチールとアルミニウムに選別し、圧縮プレス品として再資源化しています。
⑤ガラス		回収されたガラスは、委託業者によって再資源化しています。
⑥紙類 (新聞・雑誌・段ボール・ボロ布)		各集積所から収集された紙・布類は、環境センターを経由せずに直接資源物問屋に搬入し、再資源化しています。 環境センターに直接搬入された紙・布類は、環境センター敷地内の資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し、再資源化しています。
⑦粗大ごみ	戸別回収	戸別収集または直接搬入された粗大ごみは、次のとおり処理され、資源化しています。 1 不燃性粗大ごみ……破碎・選別後に再資源化 2 可燃性粗大ごみ……破碎後に可燃ごみと同様に焼却処理 3 処理困難物(ベッドマット等) ……資源化ヤード内で手処理解体し、直接又は破碎処理施設を通して再資源化しています。 なお、家財道具等で状態のよいものは、「リサイクル品展示室」において、抽選の上、希望者に無償で提供しています。
⑧牛乳パック	拠点回収	市の公共施設に回収ボックスを設置し、随時回収を行っています。 回収した牛乳パックは資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し再資源化しています。
⑨乾電池・蛍光管	拠点回収	各地区の公民館等(事務区単位)や市の公共施設等に回収ボックスを設置し、定期的に回収を行っています。 回収された乾電池・蛍光管は資源化ヤードに集積され、全量を業者委託により再資源化しています。なお、蛍光管については環境センター工場内で破碎処理を行った上で搬出しています。

ステーション回収のごみ集積所は、市内に約 4,050 箇所（平成 22 年 4 月 1 日現在）となっています。収集は、平日（祝日を含む。年末年始を除く。）に行なっています。収集業務は収集区域を分割して直営及び委託業者によって行われ、直営によるものが 8%、委託業者によるものが 92%となっています。（平成 22 年 4 月現在）

（2）ごみ収集実績

「上尾市一般廃棄物処理基本計画」の最大目標「可燃ごみを平成 22 年度（2010 年度）までに平成 16 年度（2004 年度）比で 20%減量し、経費の削減と焼却炉の延命化を図る」を達成するため、ごみ排出量の削減と資源化率の向上を目標に、市民・事業所の皆様のご協力をいただきながら様々な取組を行った結果、ごみ収集総量は、平成 15 年度（2003 年度）をピークに減少傾向にあります。（91 頁をご覧ください。）

【上尾市におけるごみ収集量（家庭系ごみ）と内訳】

（単位：t）

年度 (平成)	収集 人口 (人)	可燃物	不燃物	資源物				粗大 ごみ	総重量
			金属・陶器	空き缶	ガラス	ペット ボトル	紙類		
15	220,195	54,845.50	1,944.09	496.21	2,107.37	488.80	2,696.75	132.04	62,710.76
16	221,765	51,227.41	1,847.29	445.36	1,834.76	652.93	3,354.99	123.44	59,486.18
17	222,954	51,276.50	1,825.16	412.86	1,713.43	644.56	3,099.30	123.69	59,095.50
18	224,043	51,449.15	1,876.64	409.12	1,700.04	673.62	3,323.84	128.45	59,560.86
19	225,263	48,803.51	1,753.87	398.86	1,615.86	722.25	3,406.31	120.82	56,821.48
20	225,625	48,237.27	1,617.28	370.88	1,524.05	679.85	2,988.56	153.75	55,571.64
21	226,554	46,947.16	1,614.45	353.86	1,494.67	657.53	2,239.65	154.91	53,462.23

【上尾市におけるごみ収集量（事業系ごみ）と内訳】

（単位：t）

年度 (平成)	可燃物	不燃物	資源物				粗大 ごみ	総重量
		金属・陶器	空き缶	ガラス	ペット ボトル	紙類		
15	23,340.93	197.00	12.39	20.90	7.04	—	0.00	23,578.26
16	24,270.64	153.65	5.31	23.75	7.52	0.00	0.00	24,460.87
17	24,347.26	112.21	2.26	18.60	7.25	0.00	0.00	24,487.58
18	21,798.92	84.39	1.59	21.89	7.14	0.00	0.00	21,913.93
19	18,205.68	67.09	1.92	30.28	7.02	0.00	0.00	18,311.99
20	16,547.41	54.24	1.47	23.68	3.17	0.00	0.00	16,629.97
21	15,220.11	59.48	2.42	19.26	5.51	0.00	0.00	15,306.78

【上尾市におけるごみ収集量（家庭ごみ・事業ごみ）と内訳】

（単位：t）

年度 (平成)	可燃物	不燃物	資源物				粗大 ごみ	総重量
		金属・陶器	空き缶	ガラス	ペット ボトル	紙類		
15	78,186.43	2,141.09	508.60	2,128.27	495.84	2,696.75	132.04	86,289.02
16	75,498.05	2,000.94	450.67	1,858.51	660.45	3,354.99	123.44	83,947.05
17	75,623.76	1,937.37	415.12	1,732.03	651.81	3,099.30	123.69	83,583.08
18	73,248.07	1,961.03	410.71	1,721.93	680.76	3,323.84	128.45	81,474.79
19	67,009.19	1,820.96	400.78	1,646.14	729.27	3,406.31	120.82	75,133.47
20	64,784.68	1,671.52	372.35	1,547.73	683.02	2,988.56	153.75	72,201.61
21	62,167.27	1,673.93	356.28	1,513.93	663.04	2,239.65	154.91	68,769.01

（資料：西貝塚環境センター）

(3) 資源化量

本市の（収集及び搬入された）ごみからの資源化量は、以下のとおりです。

【資源化量（西貝塚環境センター）】

（単位：kg）

	年度 (平成 (西暦)) 区 分	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)
1	アルミ	43,070	45,520	44,220	33,838	21,652	30,857
2	スチール	1,396,890	1,306,310	1,213,600	1,199,300	1,085,750	1,167,160
3	その他の金属	4,320	11,350	2,700	4,310	5,155	2,277
4	アルミプレス	219,252	204,465	191,609	184,830	182,450	178,660
5	スチールプレス	223,200	189,790	162,300	156,220	148,750	136,100
6	ガラス	2,014,760	1,913,370	1,884,390	1,725,290	1,621,290	1,587,730
7	ペットボトル	554,140	549,640	571,430	602,570	585,910	593,900
8	新聞	925,050	872,110	832,540	715,900	442,250	251,130
9	段ボール	733,870	698,140	789,700	997,840	1,002,400	925,080
10	雑誌	1,486,670	1,346,190	1,563,060	1,584,430	1,420,210	1,023,180
11	牛乳パック	4,110	3,970	3,740	4,710	4,960	4,760
12	ボロ	324,450	293,080	304,810	363,980	359,380	268,100
13	電池	68,427	50,931	52,574	46,870	58,540	49,380
14	蛍光管	19,110	20,830	26,740	31,210	24,730	24,440
15	その他	13,830	7,770	9,470	6,230	8,220	26,510
	合 計	8,031,149	7,513,466	7,652,883	7,657,528	6,971,647	6,269,264

- (注) 1 ビールびん、ビールケース等は除きます。
 2 「3 その他の金属」は、銅・ステンレス・真鍮・クローム等です。
 3 「15 その他」は、主に タイヤ や バッテリー です。

(資料：西貝塚環境センター)

(4) ごみ排出量の削減対策（担当：西貝塚環境センター、環境政策課）

わたしたちの日々の生活から排出される廃棄物（ごみ）が増加すると、ごみ処理経費の増加や、焼却後に出る「焼却残さ」を処分するための最終処分場の不足、焼却施設の老朽化など、財政的・人的負担が増し、一方、生態系へ与える影響が大きくなります。

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に大別されます。

本市では、一般廃棄物（主に家庭ごみ）は、可燃物・不燃物・資源物の3種類に分けて収集しています。

事業所から出る可燃ごみは、自己搬入していただくか、一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ・粗大ごみ）に依頼することになります。

本市で処理できないものは、産業廃棄物、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）で規定する4品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫）、およびパソコン等です。

それぞれ、廃棄に際しては、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、家電リサイクル法4品目は家電販売店へ、パソコン等についてはメーカーへお問い合わせください。

廃棄物を発生させないため、物は大切に使い、また、ごみになるものは買わないようにしましょう（Reduce リデュース）。そして、使える物はできるだけ再利用し（Reuse リユース）、資源物の循環・再資源化（Recycle リサイクル）を推進しましょう。

市では、市内のごみ排出量を削減するため、「家庭ごみ・資源の分別と出し方マニュアル」を配布していますので、参考にしてください。また、お住まいの地域の自治会・事務区等による地域リサイクル活動に、ぜひご参加ください。

(5) 生ごみ処理機購入補助 (担当：西貝塚環境センター)

本市では、生ごみの減量化・堆肥化に有効な生ごみ処理機器（コンポスター、電気式生ごみ処理機）を購入する世帯に対し、購入費用の一部を補助しています（予算の範囲内で先着順）。補助実績は、下記のとおりです。 (担当：西貝塚環境センター)

【生ごみ購入処理機器購入費補助数】 (単位：件)

機器名称	補助金額	補助数（年度別）		
		平成 19 年 (2007)	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)
コンポスター	購入金額の 1/2 (ただし上限 4 千円)	78	68	49
電気式生ごみ処理機	購入金額の 1/2 (ただし上限 2 万円)	60	49	33

(6) 西貝塚環境センターにおける売電と余熱利用

西貝塚環境センターでは、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギー（年間約 1,600 万 kcal/時）を利用して発電を行い、工場内の電力をまかなっているほか、余剰電力は東京電力へ売電しています。

また、得られた熱エネルギーを活用して、隣接する「健康プラザわくわくランド」に温水を供給しています。

年度 (平成) (西暦)	年間の発電量 (kW)	売電による収入 (円)
20 (2008)	14,983,694	45,935,738
21 (2009)	13,608,279	49,291,487

(資料：西貝塚環境センター)

(7) 不法投棄対策

道路上の不法投棄については、月 2 回実施している道路パトロール中に発見した物や、市民からの通報によるものについては、随時対応しています。

(担当：道路管理課)

河川周辺については、年間平均 10 件の不法投棄処理を実施しています。

(担当：河川課)



【西貝塚環境センター】



【健康プラザわくわくランド】

5-6-2 上尾市地球温暖化防止実行計画（担当：環境政策課）

(1) 計画策定の趣旨・目的

本市は、平成9年（1997年）9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、翌平成10年（1998年）10月に「上尾市環境基本計画」（第一次）を策定しました。この環境基本計画では、市民、事業者、民間団体及び市といったあらゆる主体がそれぞれの役割に応じて、自主的、積極的に資源循環型社会の構築や環境の保全及び創造に関する取り組みを推進し、環境負荷の軽減を図ることを定めました。その中でも市は、事業者・消費者の立場から率先して環境に配慮した行動を実践することとし、用紙類の使用量、公用車に占める八都県市指定低公害車の割合、事務所の単位面積あたりの電気使用量、エネルギー供給設備などの燃料使用量、廃棄物の量（リサイクル量含む）の5項目について設定された数値目標の達成を目指した「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」を定めて、平成11年（1999年）6月1日から、全職場、全職員をあげて環境にやさしい職場（エコオフィス）作りに取り組んできました。

しかし、地球規模的な温暖化対策や資源循環型社会構築といった課題の取り組みをより拡大、拡充する必要性から、「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」に温室効果ガス排出抑制対策を包含し、平成19年（2007年）3月から「上尾市地球温暖化防止実行計画」としてスタートしました。

(2) 計画期間

この実行計画の期間は、平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年度）までの6年間とし、目標の達成状況等をふまえ、必要に応じて見直し等を行います。

(3) 計画の対象範囲

本市が行う「すべての事務・事業」とします。したがって、庁舎や支所等の出先機関、公用車の管理に係わるものや、市が出資その他財政支出等を行う法人等の団体の事務・事業についても含みます。

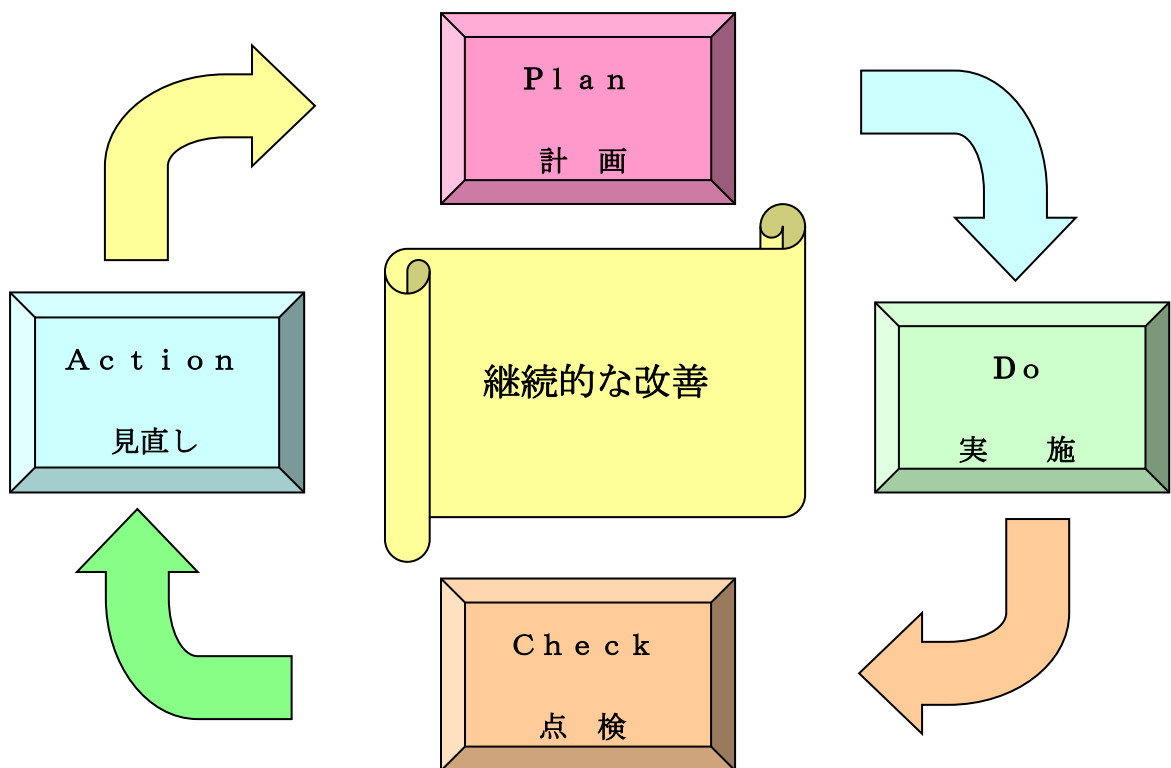
ただし、外部へ委託して行う事務・事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

また、この実行計画策定以降に新設される施設、増改築される施設などについては、次期見直し時に反映させるものとしますが、それらの施設においても、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

(4) 計画の運用手法

地球温暖化防止対策の推進のため、実行計画で定めた削減目標を達成するためには、計画に掲げた取組を、全職員が自らの事務・事業を行う中で実践する必要があります。

運用の仕組みとして、Plan〔計画〕・Do〔実施〕・Check〔点検〕・Action〔見直し〕を繰り返すことにより、実行計画に掲げた取組項目の進行状況を把握し、目標に沿った運用になっているか常に確認するとともに、目標とのギャップがあれば、原因は何か分析・評価し、さらなる改善につなげていきます。



(5) 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化防止対策推進法に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類です。

このうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、市の事務・事業からの排出量の把握が困難であることから、この計画の対象外としています。

(6) 温室効果ガスの総排出量削減に関する目標数値

市が行う事務・事業からの温室効果ガス排出削減のため、計画期間における電気使用量、燃料使用量等からの温室効果ガスの排出量を、平成19年度からの6年間に平成16年度比6%削減を目指します。

【(A) 温室効果ガス総排出量の推移】

(単位：t-CO₂)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総排出量	73,491	71,225	68,780	67,084	64,700	57,608
平成16年度 排出量増減率	—	-3.1%	-6.4%	-8.7%	-12.0%	
前年度増減率	—	-3.1%	-3.4%	-2.5%	-3.6%	

※平成21年度の数値は、省エネ法による集計値。

【(B) 廃棄物焼却量を除いた温室効果ガス排出量の推移】

(単位：t-CO₂)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総排出量 (廃棄物を除く)	14,364	14,024	13,434	13,874	13,257	8,258
平成16年度 排出量増減率	—	-2.4%	-6.5%	-3.4%	-7.7%	
前年度増減率	—	-2.4%	-4.2%	3.3%	-4.4%	

※平成21年度の数値は、省エネ法による集計値。

市の事務・事業から排出された全体の温室効果ガス総排出量は、平成20年度は64,700t(二酸化炭素換算)、21年度は57,608tでした。また、廃棄物焼却を除いた総排出量は、平成20年度は13,257t、21年度は8,258tでした。

(7) 活動区分別排出状況

活動区分別に見ると、廃棄物の焼却が 79.5%と最も多く、次いで電気の使用 15.8%、燃料の使用（都市ガス等）4.6%となっています。

【 活動区分別排出状況（平成 20 年度） 】

活動の区分	二酸化炭素換算値 (t-CO2)	割合 (%)
電気の使用	10,225	15.8%
燃料の使用	3,018	4.7%
自動車の走行	12	0.018%
廃棄物の焼却	51,443	79.5%
合計	64,698	100.0%

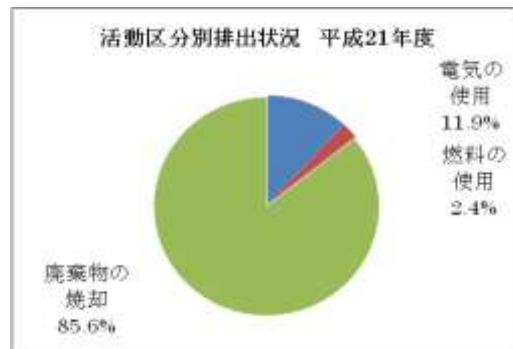
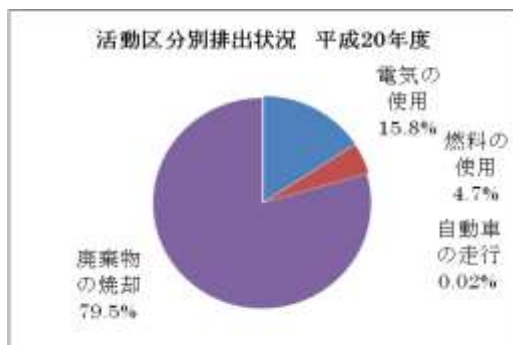
※ 端数処理のため、割合 (%) の合計数値は一致しない場合があります。

【 活動区分別排出状況（平成 21 年度） 】

活動の区分	二酸化炭素換算値 (t-CO2)	割合 (%)
電気の使用	6,848	11.9%
燃料の使用	1,410	2.4%
廃棄物の焼却	49,351	85.6%
合計	57,609	100.0%

※ 端数処理のため、割合 (%) の合計数値は一致しない場合があります。

※ 平成 21 年度は省エネ法による集計値。省エネ法では、公道上を走行する自動車の燃料は集計対象ではないことから、「自動車の走行」の項目は削除しています。



(資料：環境政策課)

(8) 紙や水の使用量にかかる状況

【用紙の使用量】

単位：枚

年度（平成）	16	18	19	20	21
用紙使用量	11,144,000	10,298,500	10,247,000	12,844,531	〈集計中〉
平成 16 年度比	—	92.4%	91.9%	115.2%	—

【水の使用量】

単位：m³

年度（平成）	16	18	19	20	21
水の使用量	726,140	595,944	583,493	531,150	215,123※
平成 16 年度比	—	82.1%	80.4%	73.1%	29.6%※

※平成 21 年度分は、省エネ法による集計値。

（資料：環境政策課）

5-6-3 エコライフ DAY

市では、地球温暖化対策の一環として、小・中学校の児童・生徒と保護者をはじめとする市民・事業者の皆さんの参加を得て、平成20年と平成21年の6月（環境推進月間）と12月（温暖化防止月間）にエコライフ DAY を実施しました。

エコライフ DAY とは、埼玉県の事業のひとつで、「年に1日、みんなで地球温暖化防止にチャレンジしよう」という日のことです。県民一人ひとりのライフスタイルの変革のきっかけづくりとして、「エコライフ DAY チェックシート」（＝1日版環境家計簿）を使い、省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活を経験してもらい、その成果を二酸化炭素等の削減量としてまとめ、発表する取組です。

【平成20年度 エコライフ DAY 2008】

	夏	冬
実施日	6月29日（日）	12月14日（日）
小学生	18,926人（うち家族 11,252人）	16,592人（うち家族 9,527人）
中学生	4,806人（うち家族 2,558人）	3,565人（うち家族 1,914人）
推進協会員	201人	302人
市民	3,827人	4,242人
市職員	1,232人（家族含む。）	1,347人（家族含む。）
参加者合計	29,004人	26,047人
削減 CO ₂	23,494kg	23,328kg

【平成21年度 エコライフ DAY 2009】

	夏	冬
実施日	6月28日（日）	12月13日（日）
小学生	9,363人（うち家族 5,617人）	13,626人（うち家族 8,801人）
中学生	1,602人（うち家族 893人）	2,577人（うち家族 975人）
一般・市職員	921人	995人
参加者合計	11,886人	17,198人
削減 CO ₂	9,963kg	10,723kg

（資料：環境政策課）

5-6-4 グリーン購入 (担当：環境政策課)

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、「品質」や「価格」だけでなく、「環境」を選択の基準として、資源採取、製造、流通、使用、廃棄の各段階において環境の負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、自らも環境への負荷の低減に努める事業者から優先的に購入することです。

平成13年(2001年)4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなりました。

市では、平成19年(2007年)3月に「上尾市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、事業者であり消費者でもある上尾市が環境負荷の低減を図るため、事務・事業を行うにあたり必要となる物品や役務等の調達について、グリーン購入を推進しています。

(1) 用語の定義

① 環境物品等

環境物品等とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

- ア 再生資源(再生された材料及び再生しやすい材料をいう。)その他環境への負荷の低減に資する原材料又は部品であること。
- イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること。
- ウ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと。
- エ 使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいこと。
- オ 廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品であること。
- カ 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したものであること。

② 特定調達品目

市の事務・事業において、重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、**別表(102頁を参照)**に定める物品をいいます。

(2) 対象範囲

市の事務・事業において調達する物品等のうち、需用費、原材料費、備品購入費等を対象とします。

(3) 製品やサービスの判断基準

物品調達に当たっては、価格や品質だけでなく、製品やサービスの生産・流通・使用・廃棄に至るライフサイクルも考慮した上で、次に掲げる基準により、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して、必要な数を購入することとします。

<製造>

- ア 環境や人の健康に有害な材料を使用していないこと。
- イ 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- ウ 再生材料を使用していること。
- エ 間伐材や再使用された部品などの資源を有効活用していること。
- オ 再生しやすい材料が使用されていること。

<使用>

- ア 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- イ 資源やエネルギーの消費量が少ないこと。
- ウ 修繕や部品等の交換・詰替えが可能であること。
- エ 梱包や包装が簡易であること。
- オ 耐久性が高く長期間使用が可能なものであること。

<廃棄>

- ア リサイクルや分別廃棄がしやすいものであること。
- イ 回収・リサイクルシステムが確立していること。
- ウ 廃棄するときに環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。

<環境ラベル>

第三者機関の認定する環境ラベルを取得していること。

(4) グリーン購入の推進に当たっての基本的な考えかた

1. 物品等の調達に当たっては、従来から考慮されてきた価格や品質などに 加え、環境保全と環境負荷の低減の観点を考慮することとします。
2. 物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達品目を調達することとします。
3. グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量が過度に増加をもたらす ことのないよう配慮することとします。
4. 調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用に努めるように します。

(5) グリーン購入の推進方法

1. 物品等の調達に当たっては、特定調達品目（102 頁を参照）を選択することを 原則とします。
2. 特定調達品目に定められていない品目については、（3）製品やサービスの判断 基準項目に従い、製品等を選択します。
3. 環境政策課の職員は、グリーン購入に関する情報について、積極的に情報 交 換を行い、各職場への情報提供に努めます。
4. 特定調達品目は、商品の発表状況等を勘案し、毎年度見直します。
5. 「上尾市地球温暖化防止実行計画」の推進体制を活用し、各課・所の総括推進 員は所属におけるグリーン購入の調達推進に努めるとともに、購入実績を取り まとめることとします。
6. グリーン購入の実施状況については、年度ごとに、概要を取りまとめ、公表 し ます。

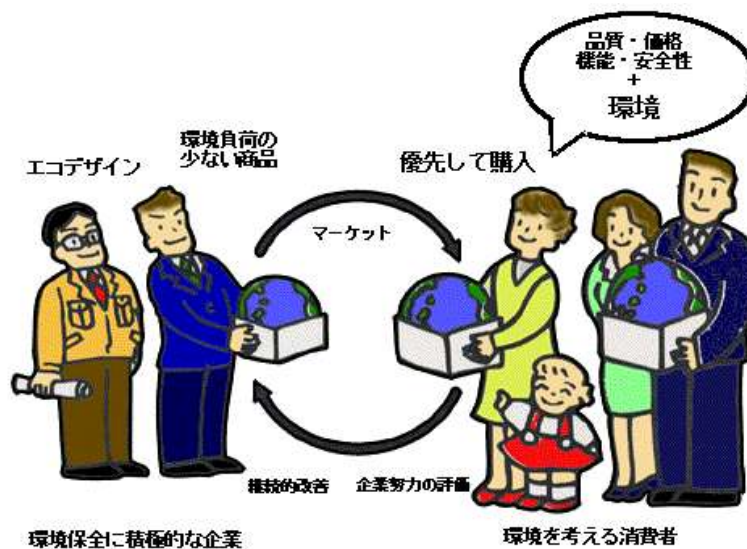
(6) グリーン購入を推進する際に参考となる資料

①財団法人日本環境協会関係ホームページ

- ア エコマーク
- イ グリーン購入ネットワーク (GPN)
 - ・GPN データベース
 - ・グリーン購入情報プラザ
 - ・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

②財団法人省エネルギーセンター関連ホームページ

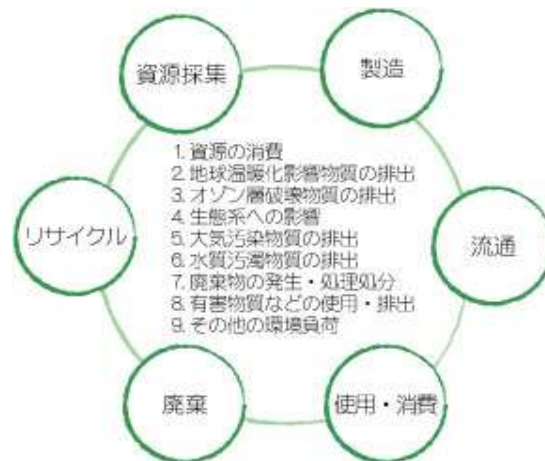
- ア 国際エネルギースタープログラム
- イ 省エネラベリング制度
- ウ 省エネ性能カタログ



【特定調達品目表】

分 類		品 目 名	判断の 目安・基準
紙類	情報用紙	コピー用紙（色つき、カラー複写機用は除く）	◎
		フォーム用紙	○
		インクジェットカラープリンター用塗工紙	○
		ジアゾ感光紙	○
	衛生用紙	トイレトペーパー	◎
		ティッシュペーパー	◎
	印刷用紙	印刷用紙（カラー用紙を除く）	○
		印刷用紙（カラー用紙）	○
文具類	筆記具	シャープペンシル	○
		シャープペンシル替芯	○
		ボールペン	○
		マーキングペン	○
		鉛筆	○
	印章 スタンプ台	スタンプ台	○
		朱肉	○
		印章セット	○
		ゴム印	○
		回転ゴム印	○
	図案 製図用具	定規	○
		トレー	○
		消しゴム	○
		ステープラー	○
		ステープラー針リムーバー	○
		連射式クリップ（本体）	○
事務用修正具（テープ）		○	
事務用修正具（液体）		○	

文具類	図案 製図用具	クラフトテープ	○
		粘着テープ（布粘着）	○
		両面粘着紙テープ	○
		製本テープ	○
		ブックスタンド	○
		パンチ（手動）	○
		マグネット（玉）	○
		マグネット（バー）	○
		ペンスタンド	○
		クリップケース	○
		はさみ	○
		モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	○
		紙めくりクリーム	○
		鉛筆削り（手動）	○
		OA クリーナー（ウェットタイプ）	○
		OA クリーナー（液タイプ）	○
		レターケース	○
		メディアケース（FD・CD・MO 用）	○
		マウスパット	○
		OA フィルター（デスクトップ（CRT・液晶）用）	○
丸刃式紙裁断機	○		



(7) グリーン購入調達率

グリーン購入調達率は、平成 20 年度は 67%でした。(21 年度分は集計中です。)

【グリーン購入調達率 実績】

番号	分野	平成 19 年度 (%)	平成 20 年度 (%)	平成 21 年度 (%)
1	紙類	92	96	
2	文房具類	88	59	
3	機械類	48	66	
4	OA 機器	60	60	
5	制服・作業服	75	75	
6	作業手袋	45	45	
	全体平均	68	67	

※ 調達率は、各職場で購入した物品について、グリーンマーク、エコマーク等の有無から算定しています。

5-7 環境を思いやるまち

5-7-1 環境啓発事業

(1) あげお市政出前講座

市民の皆さんが学習を希望するテーマについて、市の職員がおうかがいし、各担当分野の仕事の内容や持っている専門知識等を分かりやすく説明します。派遣料は無料です。ぜひご利用ください。利用申し込みは、各担当部署に直接お問い合わせください。

平成20年度・21年度の環境関連のテーマについては、下記のとおりです。

【平成20年度（2008年度）あげお市政出前講座（環境関連）】

分野	講座名	内容	担当部署名
暮らし、税	身近な温暖化対策	身近にできる温暖化対策を啓発、推進する	環境政策課
	上尾市のごみの現状	ごみの発生及び処理状況やリサイクル等の取り組み	西貝塚環境センター
	あげおの農産物	あげおの農産物を教えます	農政課
都市、緑、水	市の緑と公園	市の緑と公園について	みどり公園課
	公共下水道のしくみ	下水道計画および現状、下水道使用料および事業費、下水道施設の維持管理について	下水道課
	水道水ができるまで	地下水や河川水から清浄水になるまで	水道部総務課

【平成21年度（2009年度）あげお市政出前講座（環境関連）】

分野	講座名	内容	担当部署名
暮らし	身近な温暖化対策	身近にできる温暖化対策を啓発、推進する	環境政策課
	ごみを減らしましょう	ごみの発生及び処理状況、リサイクル等の取り組み	西貝塚環境センター
	西貝塚環境センター施設見学会	西貝塚環境センターの施設見学及び上尾市のごみ・資源物の処理の概要など	西貝塚環境センター
	あげおの農産物	あげおの農産物を教えます	農政課
都市、緑、水	市の緑と公園	市の緑と公園について	みどり公園課
	公共下水道のしくみ	下水道計画および現状、下水道使用料および事業費、下水道施設の維持管理について	下水道課
	水道水ができるまで	地下水や河川水が水道水になるまで	水道部総務課

(担当：生涯学習課)

(2) こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、平成 7 年度（1995 年度）から開始された環境省の事業です。

- 幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。
 - 子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる地球にやさしい活動に自由に取り組みます。
 - 2人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える1人以上の大人（サポーター）で構成されるグループが、お住まいの市町村の担当窓口に登録用紙を提出することで登録できます。
 - 年間を通していつでも登録でき、活動をはじめられます。
 - 登録料・年会費などの費用はかかりません。
- 活動に参加したい人は、環境政策課にお問い合わせください。

地球にいいこと はじめよう！

	全国		上尾市	
	クラブ数	人数	クラブ数	人数
平成 20 年度 (2008 年度)	4,126	184,710	3	16
平成 21 年度 (2009 年度)	3,662	179,413	1	4

(担当：環境政策課)

(3) あげお環境賞

あげお環境賞は、環境の保全と創造に関する意識の醸成及び行動の促進を図るため、個人、各種団体及び事業者において、他の模範となる優れた取組を表彰するものです。

あげお環境賞は平成 13 年（2001 年）に制定され、第 1 回授賞は平成 14 年（2002 年）です。

- ◆ 対象 市内における、次に掲げる活動です。
 - ① 河川・湖沼、緑地など身近な自然に対する保全活動
 - ③ 身近な自然の創造を行う先進的な活動
 - ④ 省資源・省エネルギーなど地球温暖化に配慮した活動
 - ⑤ ごみの減量化・リサイクルによる資源循環型社会の構築に資する活動
 - ⑥ 環境学習等の環境保全意識の高揚に資する活動
 - ⑦ その他、環境保全や、環境負荷の低減に関して有効な活動
- ◆ 応募資格
 - ① 個人 市内に在住、または在勤、在学する人（推薦人が必要です。）
 - ② 各種団体 団体の活動範囲を市内に有する団体
 - ③ 事業者 市内に事業所等を有する事業者

※ ただし、過去 5 年以内に同一事例で「あげお環境賞」を受賞していないこと。
- ◆ 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、資料を添えて上尾市環境政策課あて提出してください。

(担当：環境政策課)